

# 福祉つるが めくもりプラン

【第5期敦賀市地域福祉計画】

(案)

令和 年 月  
敦 賀 市

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 地域福祉の推進 .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
<b>第2章 敦賀市の地域福祉を取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 統計データからみられる現状 .....	5
2 敦賀市地域福祉アンケート調査の主な結果 .....	10
3 アンケート調査結果等を踏まえた課題 .....	25
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
1 計画の基本理念 .....	29
2 計画の基本目標 .....	30
3 計画の体系 .....	31
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>32</b>
基本目標1 地域福祉の土台づくり .....	32
(1) 地域力の向上 .....	32
(2) 情報の共有 .....	35
(3) 福祉のこころを育む .....	38
基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり .....	40
(1) 支援体制の充実 .....	40
(2) 重層的支援体制の強化<敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画> ..	46
(3) 人と人との支え合う .....	50
(4) 参加の促進 .....	52
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり .....	56
(1) 暮らしの安全と安心 .....	56
(2) 健康と暮らしを支える取組の推進 .....	61
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>64</b>
1 計画の周知 .....	64
2 計画の推進体制 .....	64



# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

本市では、令和2年3月策定の「福祉つるが めくもりプラン（第4期敦賀市地域福祉計画）」において、「ふれ合い、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち」を目指し、多くの関係者とともに、地域福祉の推進を図ってきました。

こうした中、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者のみの世帯の増加や、子の育児と親の介護が重なるダブルケア、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っているヤングケアラー、社会的孤立やひきこもり等、新たな問題が生まれています。

これらの問題は複数の分野に跨っていたり、制度の狭間になっていたりする等、従来の制度では解決が困難な課題であり、複合的に支援することが必要とされています。

このような状況を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的な課題や制度の狭間等の課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係によることなく、誰もが生きがいをもって地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国は、平成29年（2017年）に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るとともに、市町村に住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域福祉を把握し解決を試みることができる環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する事等を努力義務化しました。

そして、地域共生社会の実現に向けた事業として、令和2年（2020年）6月に、社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本市においても、各分野が連携して包括的な支援を実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

このたび、第4期計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第5期敦賀市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

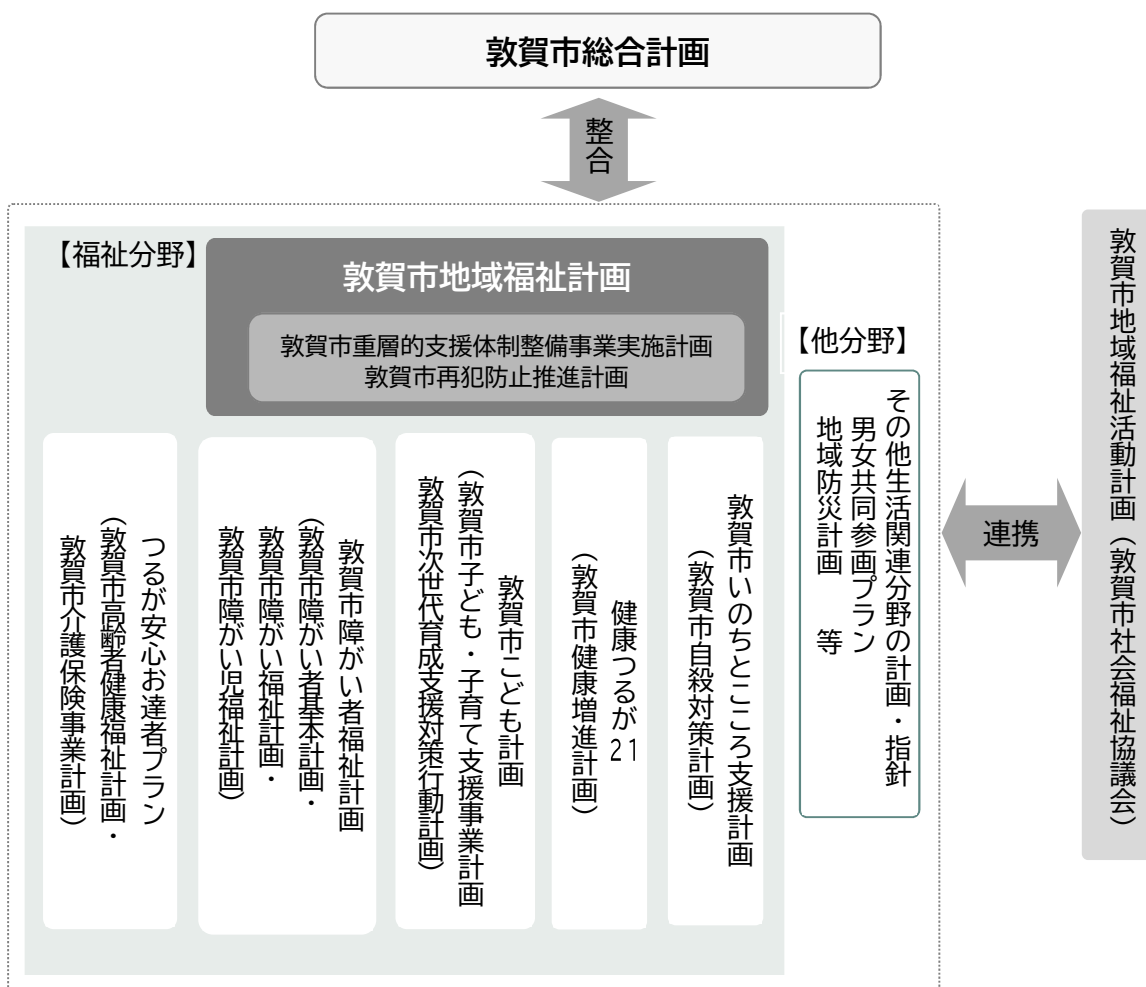
## 2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、第8次敦賀市総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、「つるが安心お達者プラン（敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画）」、「敦賀市障がい者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・敦賀市障がい児福祉計画）」、「敦賀市こども計画（敦賀市子ども・子育て支援事業計画・敦賀市次世代育成支援対策行動計画）」、「健康つるが21（敦賀市健康増進計画）」等の分野別計画との連携・整合性を図る計画となります。

また、「敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」も包含した計画になります。

そのほか、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



### 3 地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指した国際的な目標です。平成27（2015）年の国連サミットで150か国を超える加盟国参加の下、全会一致で採択され、令和12（2030）年までの国際社会の指針となっています。

本計画においても、SDGsの目標を念頭におき、地域福祉を推進します。

【本計画に関連するSDGsの目標】



### 4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合性に柔軟に対応できるように、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第4期計画	第5期敦賀市地域福祉計画					次期計画

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、市内在住の18歳以上の市民を対象とした「敦賀市地域福祉アンケート調査」を実施するとともに、市内在住の中学3年生から高校3年生までの若年層と、市内の関係団体に対しヒアリング等調査を行いました。また、計画の原案に対しては、パブリックコメントを実施し、市のホームページや各地区への回覧等により市民の皆様から意見を募集しました。

上記のアンケート調査やパブリックコメントの結果を基に、幅広い分野の関係者を委員とする「敦賀市地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

【敦賀市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査の配布数と回収率】

対 象	配布数	回収数	回収率
住民	2,000 通	603 通	30.2%
若年者	50 通	32 通	64.0%
関係団体	120 通	27 通	22.5%

【市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果】

対 象	回収数
第5期敦賀市地域福祉計画(原案)に対する パブリックコメント（市民意見公募）	件



## 第2章

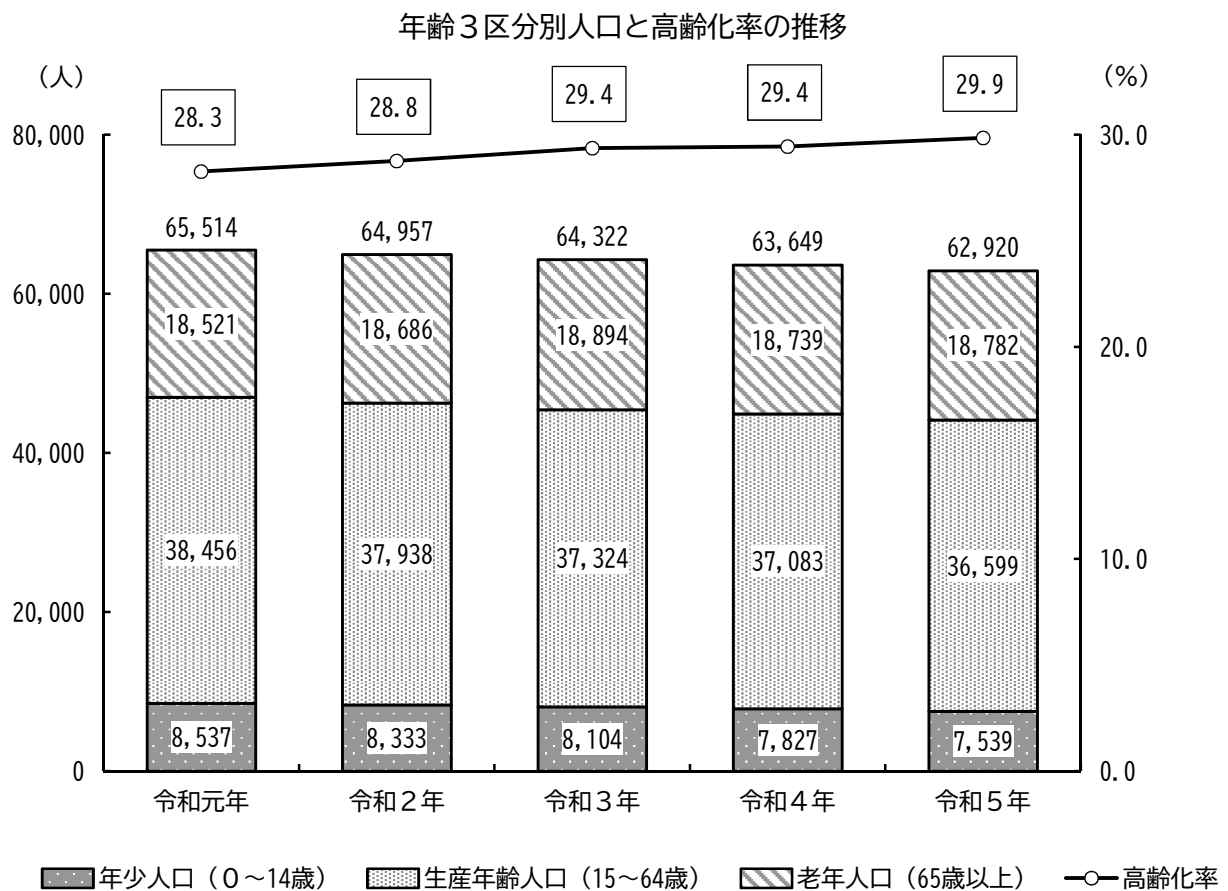
# 敦賀市の地域福祉を取り巻く現状

### 1 統計データからみられる現状

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

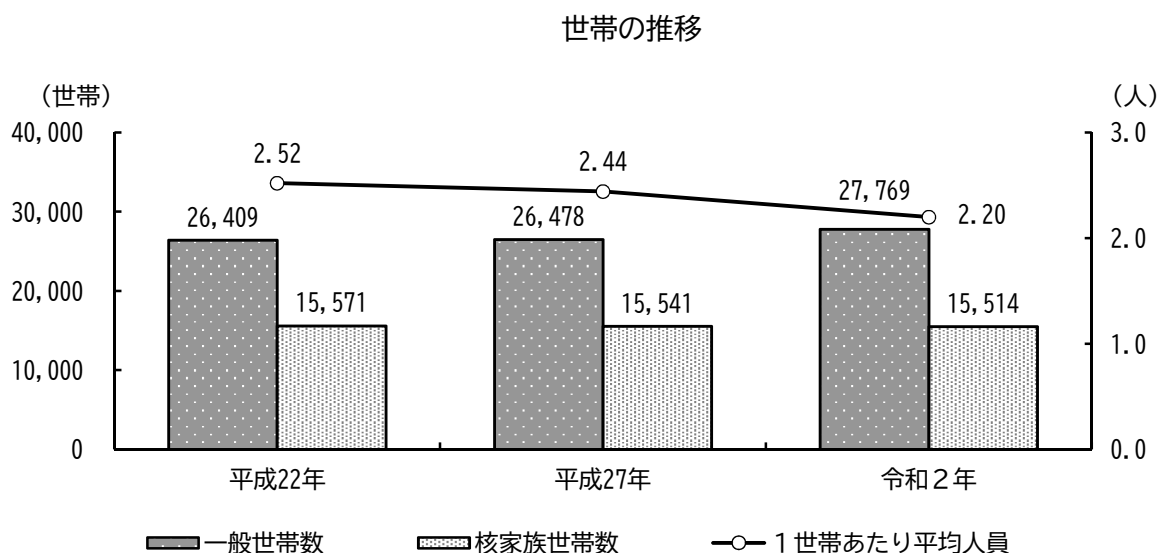
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和5年で62,920人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しています。老年人口（65歳以上）は令和3年で最も多く、令和4年で減少したものの、再び増加し、令和5年の高齢化率は29.9%となっています。



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

## ② 世帯の推移

核家族世帯数、1世帯あたり平均人員ともに減少しており、令和2年で15,514世帯、1世帯あたり平均人員2.20人となっています。

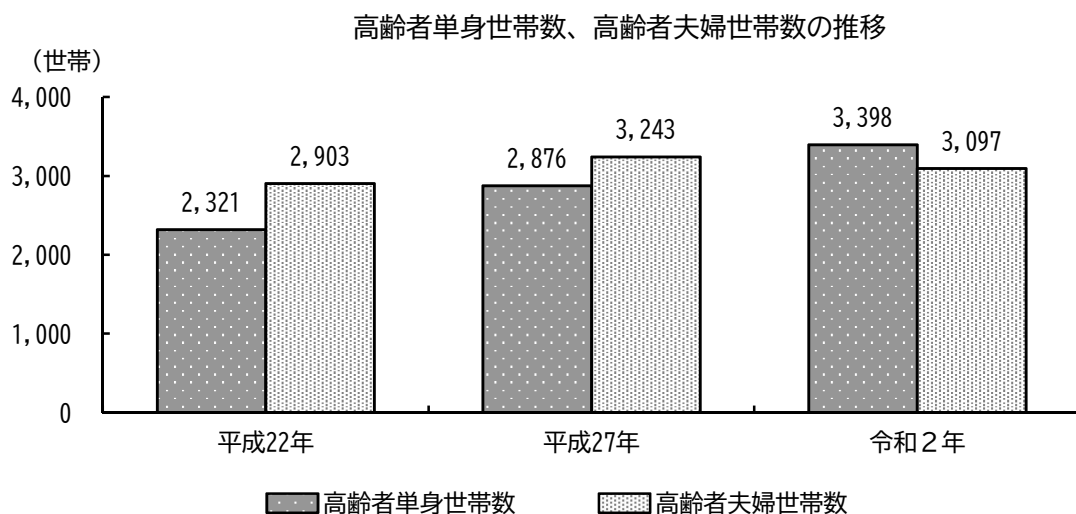


資料：国勢調査

## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数は、平成22年と比較して令和2年は、1.46倍の3,398世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成22年と比較して令和2年は、1.07倍の3,097世帯となっています。また、平成27年までは高齢者単身世帯数を高齢者夫婦世帯数が上回っていましたが、令和2年では高齢者単身世帯数が高齢者夫婦世帯数を上回り、3,000世帯を超えました。

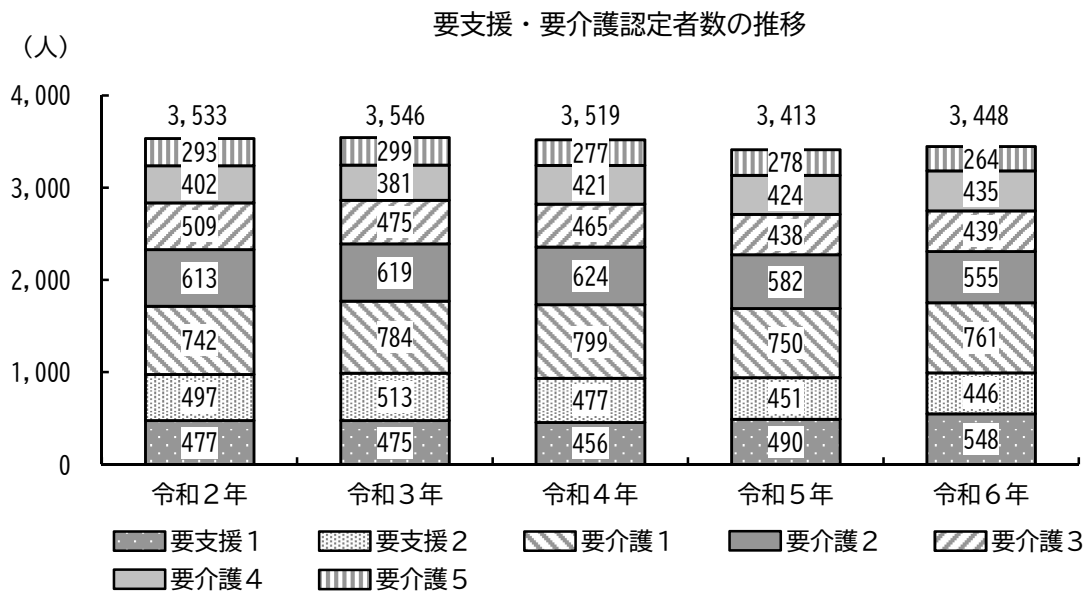


資料：国勢調査



## ② 要支援・要介護認定者数の推移

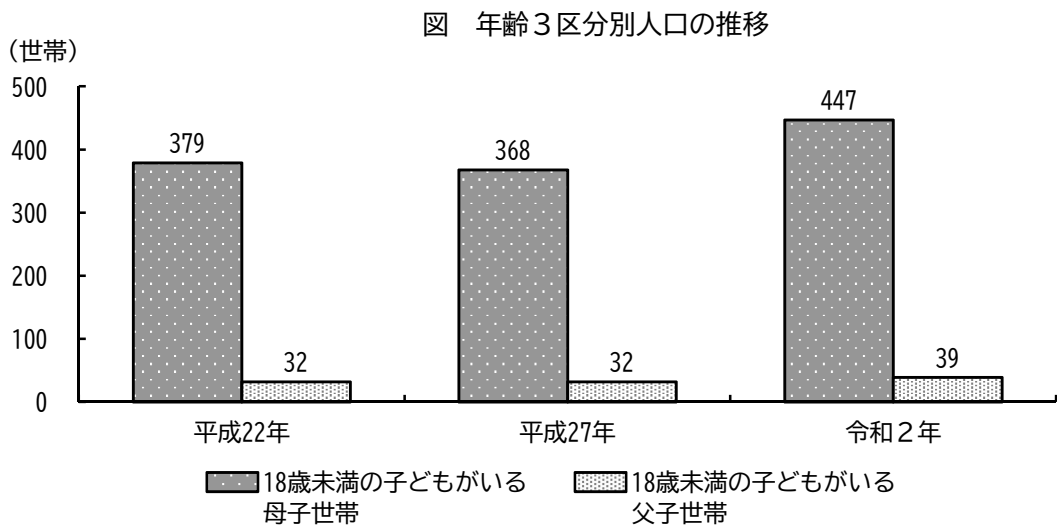
要支援・要介護認定者数は、減少傾向となっており、令和2年と比較して令和6年は、0.98倍の3,448人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年1月末日現在）

## (3) ひとり親家庭の状況

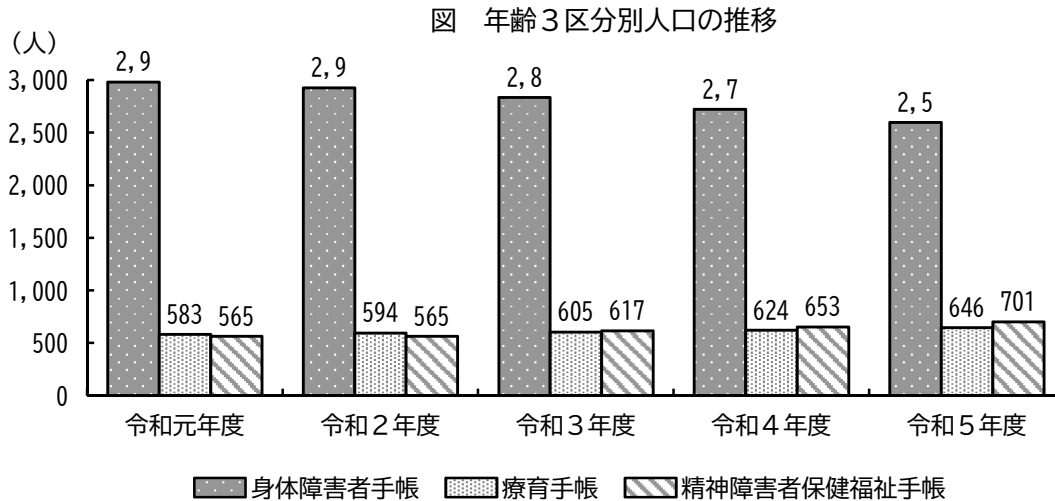
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は令和2年で増加しており447世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年から横ばいで推移しており、令和2年で39世帯となっています。



資料：国勢調査

## (4) 障害者手帳所持者の状況

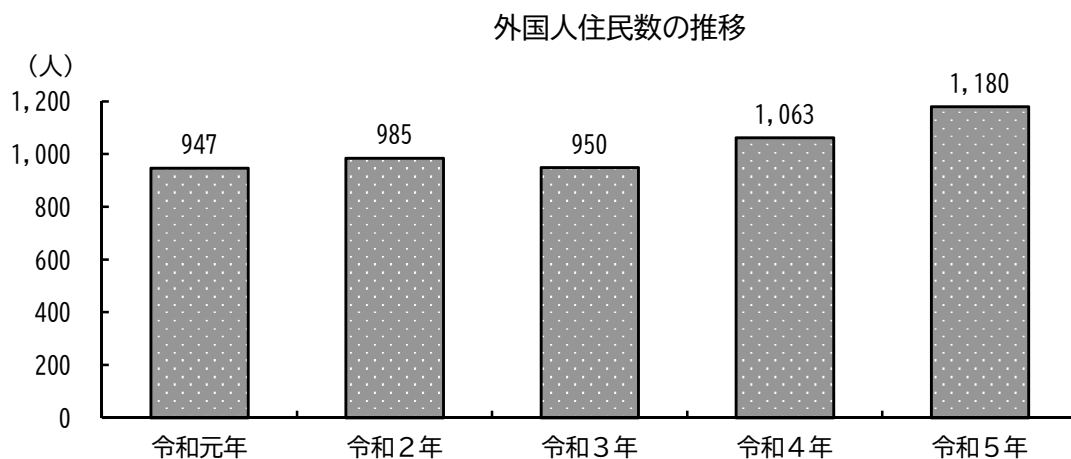
身体障害者手帳所持者は、年々減少しており令和5年度で2,599人となっています。一方、療育手帳所持者（令和5年度646人）、精神障害者保健福祉手帳所持者（令和5年度701人）は増加傾向となっています。



資料：庁内資料（各年度末現在）

## (5) 外国人の状況

外国人住民数は令和3年に減少したものの、その後は増加傾向にあり、令和5年で1,180人となっています。



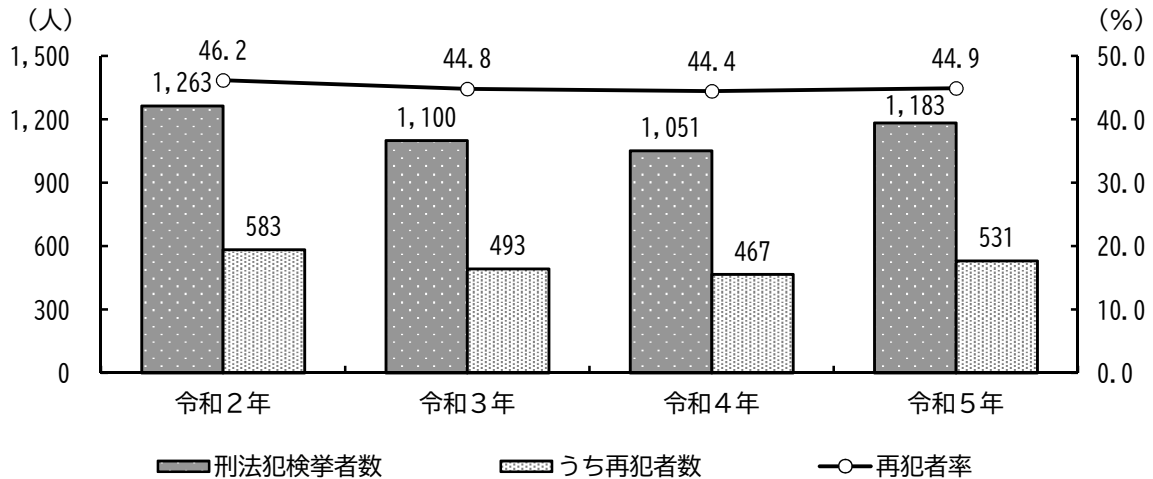
資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

## (6) 再犯防止に関する状況

### ① 福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

令和2年から令和5年における福井県の刑法犯認知件数及び刑法犯検挙者数は、令和4年までは減少していましたが、令和5年で増加し再犯者率は44.9%となっています。

福井県の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

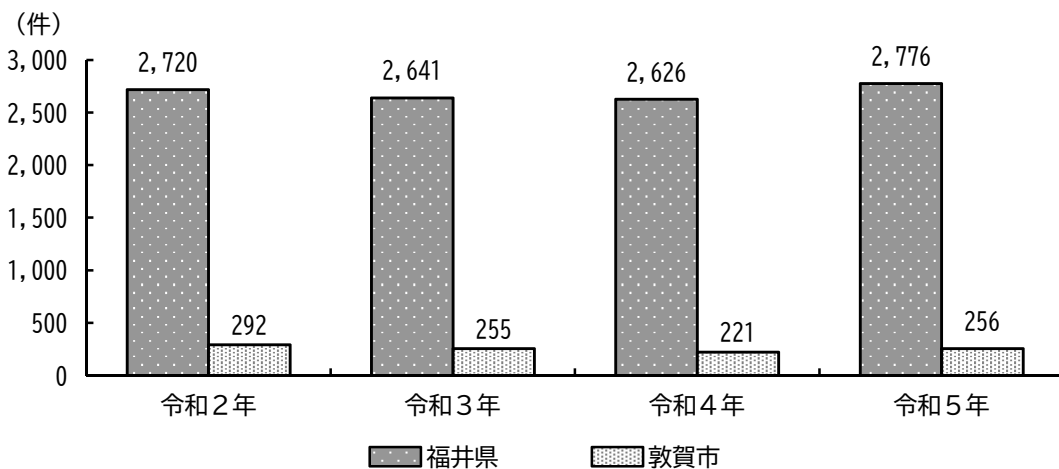


資料：法務省

### ② 福井県及び敦賀市の刑法犯認知状況

福井県及び敦賀市の刑法犯認知件数は、令和2年から令和4年までは減少していましたが、令和5年は増加しています。

福井県及び敦賀市の刑法犯認知状況



※発生地不明等を除く。

資料：福井県警察ホームページ

## 2 敦賀市地域福祉アンケート調査の主な結果

地域福祉計画の策定の基礎資料として、市民や市内の福祉団体、市民活動団体を対象に、令和6年7月から9月にかけてアンケート調査を実施しました。

【敦賀市地域福祉アンケート調査及びヒアリング調査の配布数と回収率（再掲）】

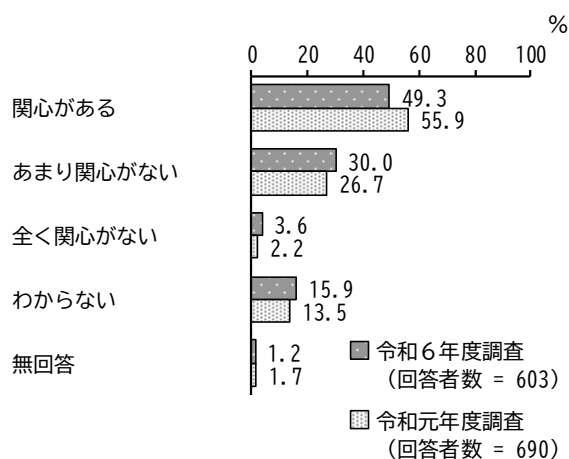
対 象	配布数	回収数	回収率
住民	2,000 通	603 通	30.2%
若年者	50 通	32 通	64.0%
関係団体	120 通	27 通	22.5%

### (1) 住民調査

#### ① 福祉への関心

「関心がある」が49.3%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が30.0%、「わからない」が15.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「関心がある」が減少しています。



年齢別にみると、10歳代・20歳代で「わからない」が高くなっています。

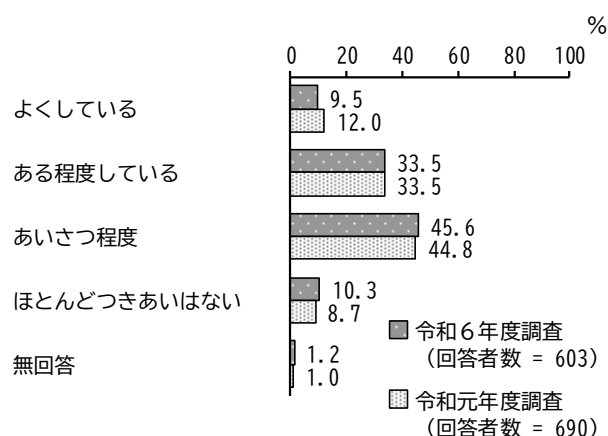
単位：%

区分	回答者数 (件)	関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	わからない	無回答
10歳代・20歳代	37	35.1	27.0	8.1	29.7	—
30歳代	67	38.8	37.3	9.0	13.4	1.5
40歳代	104	43.3	29.8	6.7	20.2	—
50歳代	135	48.9	30.4	2.2	18.5	—
60歳代	161	55.9	31.1	1.9	9.9	1.2
70歳以上	93	58.1	23.7	—	14.0	4.3

## ② 近所との交流の程度

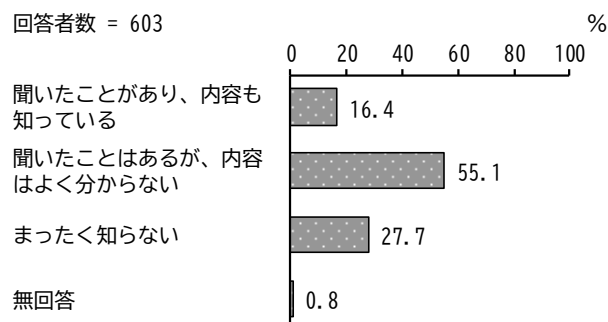
「あいさつ程度」が45.6%と最も高く、次いで「ある程度している」が33.5%、「ほとんどつきあいはない」が10.3%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



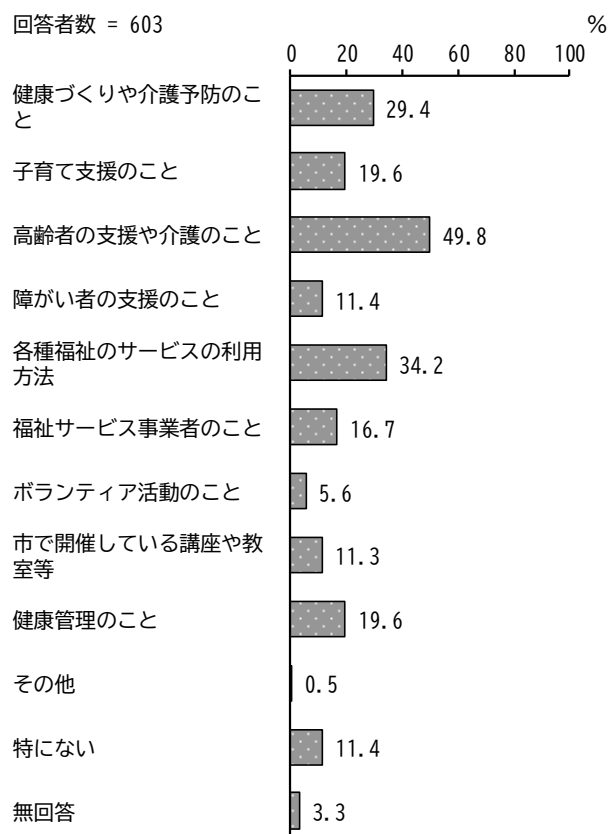
## ③ 地域共生社会の認知度

「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が55.1%と最も高く、次いで「まったく知らない」が27.7%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が16.4%となっています。



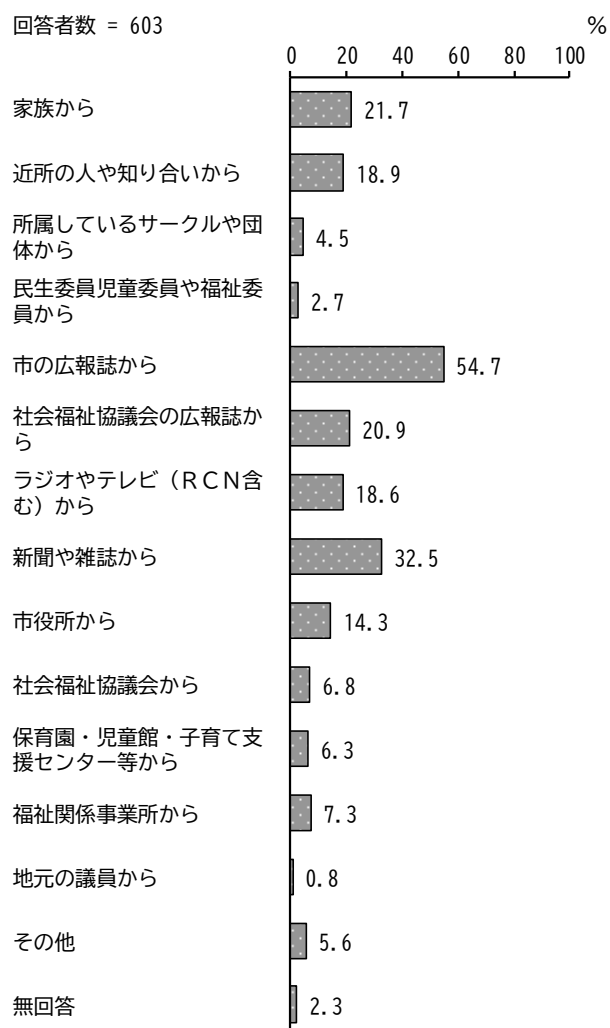
## ④ 知りたい福祉情報

「高齢者の支援や介護のこと」が49.8%と最も高く、次いで「各種福祉のサービスの利用方法」が34.2%、「健康づくりや介護予防のこと」が29.4%となっています。



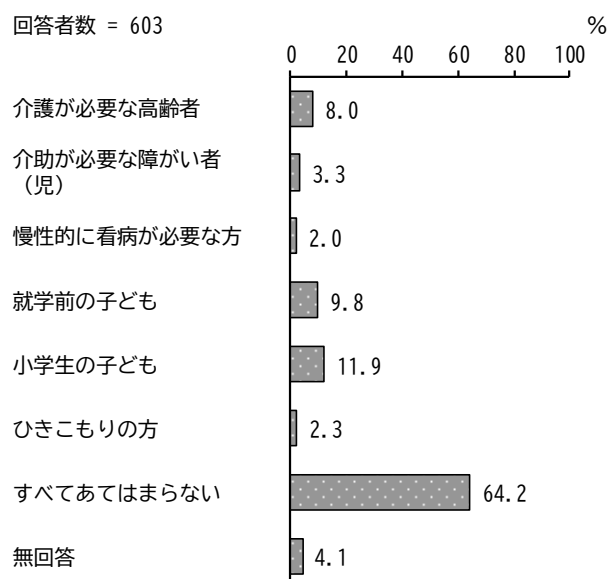
### ⑤ 福祉情報の入手手段

「市の広報誌から」が54.7%と最も高く、次いで「新聞や雑誌から」が32.5%、「家族から」が21.7%となっています。



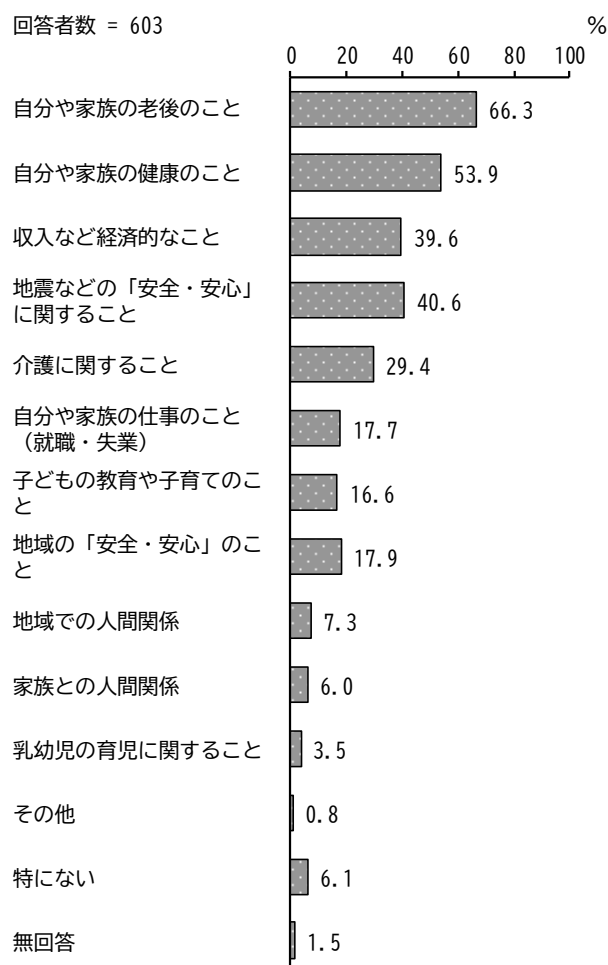
### ⑥ 同居している家族の状況

「すべてあてはまらない」が64.2%と最も高く、次いで「小学生の子ども」が11.9%となっています。



### ⑦ 日頃の暮らしの中での悩みや不安

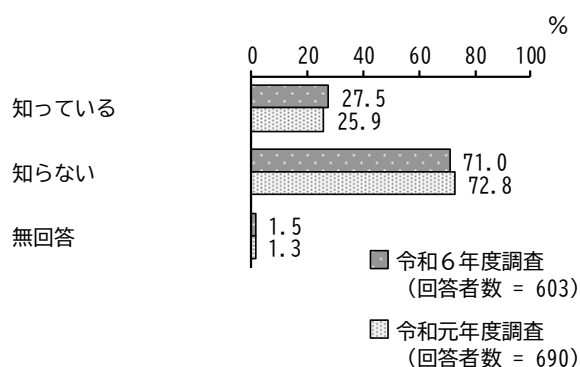
「自分や家族の老後のこと」が66.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が53.9%、「地震などの「安全・安心」に関すること」が40.6%となっています。



### ⑧ 民生委員・児童委員の認知度

「知っている」が27.5%、「知らない」が71.0%となっています。

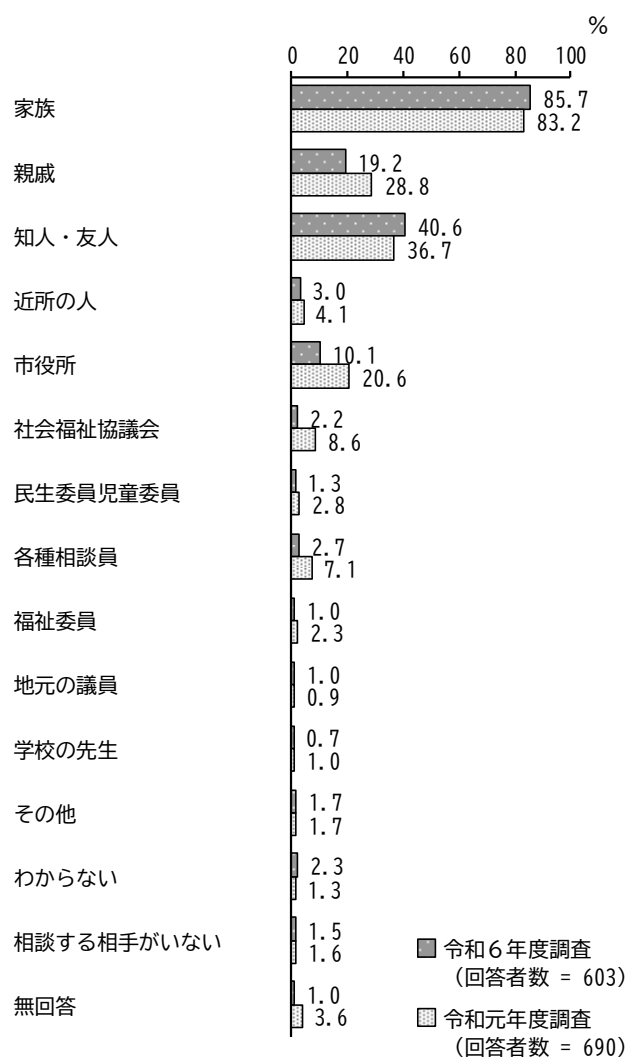
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ⑨ 困ったことがあった場合の主な相談相手

「家族」が85.7%と最も高く、次いで「知人・友人」が40.6%、「親戚」が19.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「親戚」「市役所」「社会福祉協議会」が減少しています。

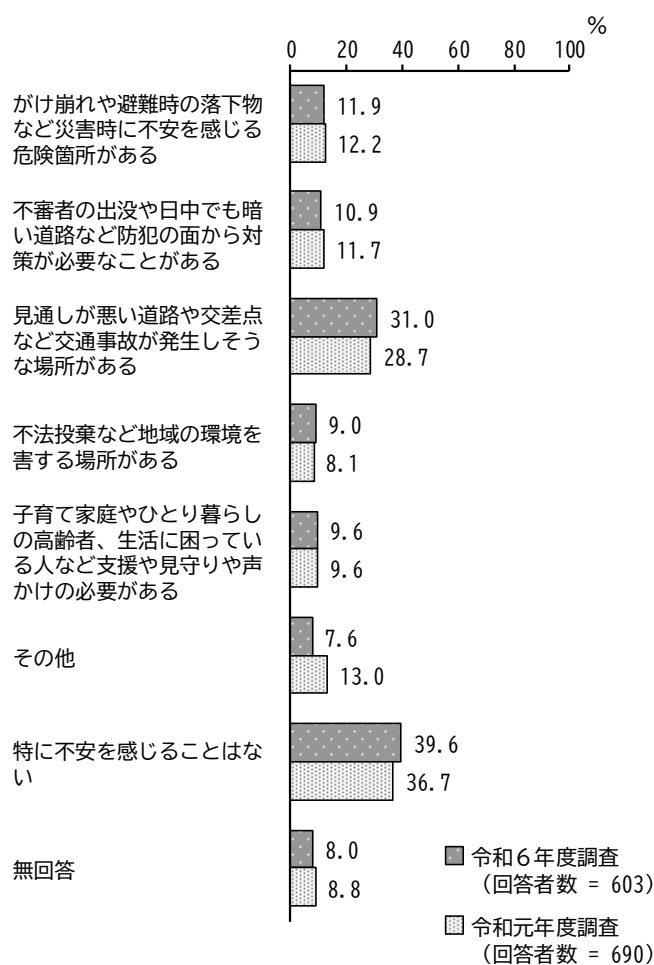




## ⑩ 地域における不安な場所の有無

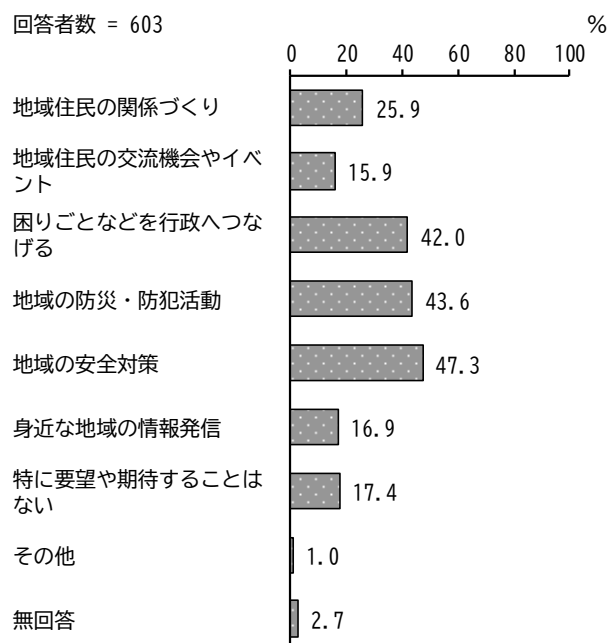
「特に不安を感じることはない」が39.6%と最も高く、次いで「見通しが悪い道路や交差点など交通事故が発生しそうな場所がある」が31.0%、「がけ崩れや避難時の落下物など災害時に不安を感じる危険箇所がある」が11.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ⑪ 自治会に対する要望や期待

「地域の安全対策」が47.3%と最も高く、次いで「地域の防災・防犯活動」が43.6%、「困りごとなどを行政へつなげる」が42.0%となっています。



## ⑫ 地域で困っている世帯がいる場合に手助けできること、手助けしてほしいこと

### <手助けしてもらっていること>

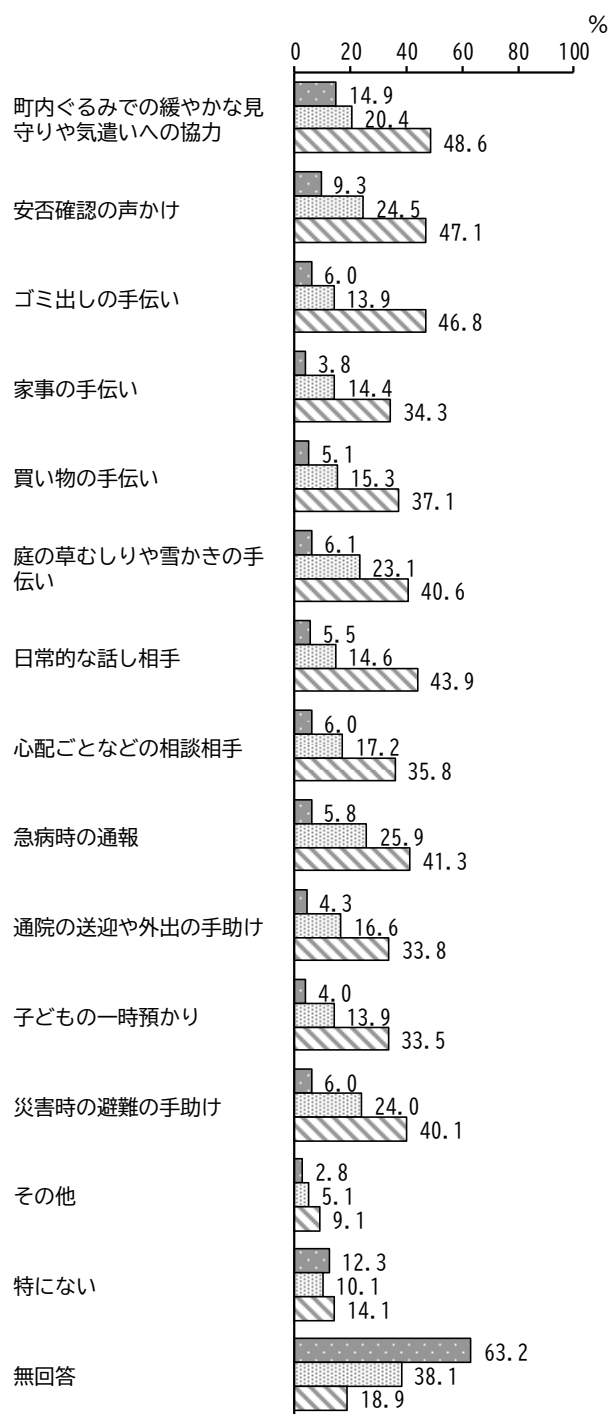
「町内ぐるみでの緩やかな見守りや気遣いへの協力」が14.9%と最も高く、次いで「特にない」が12.3%となっています。

### <手助けしてほしいこと>

「急病時の通報」が25.9%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が24.5%、「災害時の避難の手助け」が24.0%となっています。

### <手助けしていること・できること>

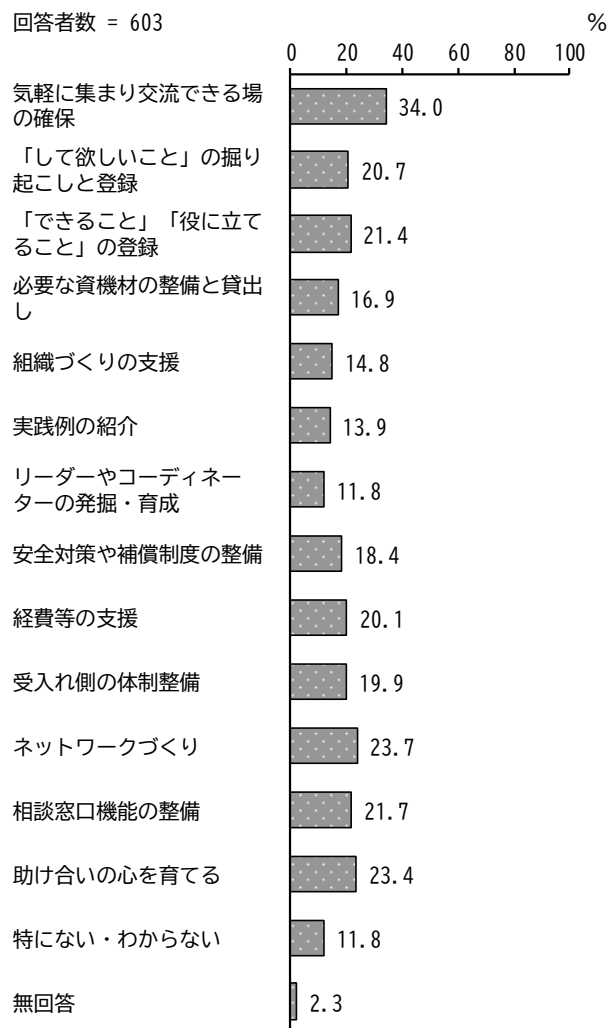
「町内ぐるみでの緩やかな見守りや気遣いへの協力」が48.6%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が47.1%、「ゴミ出しの手伝い」が46.8%となっています。



- 手助けしてもらっていること (回答者数 = 603)
- ▨ 手助けしてほしいこと (回答者数 = 603)
- ▨ 手助けしていること・できること (回答者数 = 603)

### ⑬ 身近に「できること」や「役に立てること」を地域で循環させていくために必要な取組

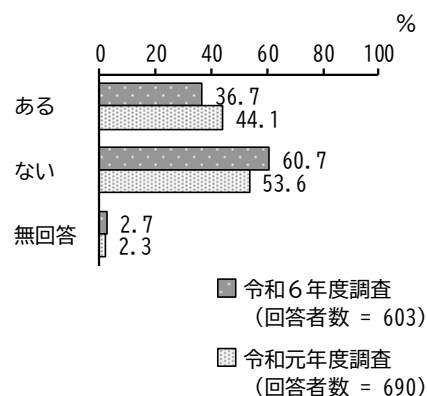
「気軽に集まり交流できる場の確保」が34.0%と最も高く、次いで「ネットワークづくり」が23.7%、「助け合いの心を育てる」が23.4%となっています。



### ⑭ ボランティア活動の参加状況

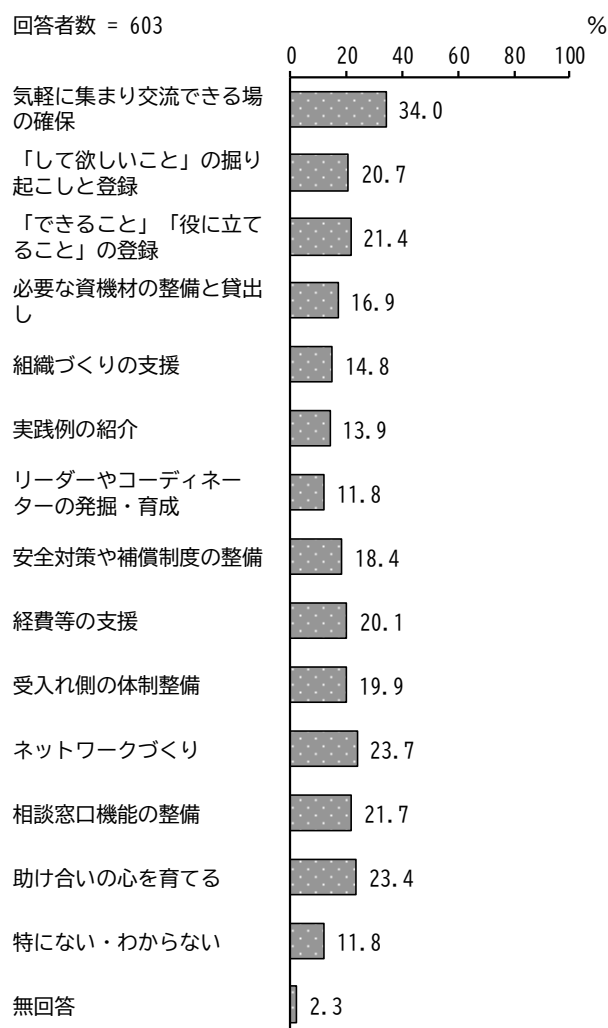
「ある」が36.7%、「ない」が60.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ない」が増加しています。一方、「ある」が減少しています。



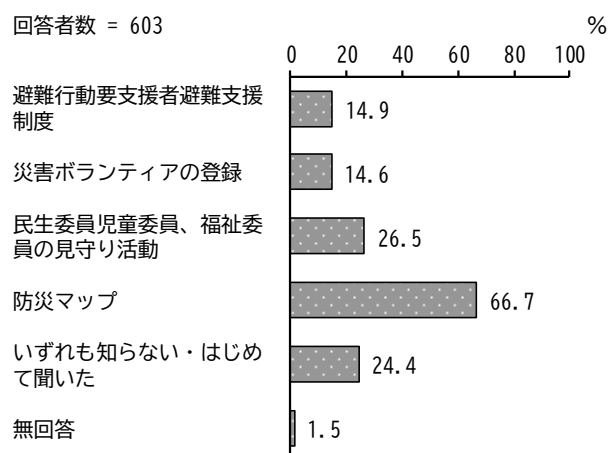
### ⑮ 地域社会の役割や地域に期待すること

「気軽に集まり交流できる場の確保」が34.0%と最も高く、次いで「ネットワークづくり」が23.7%、「助け合いの心を育てる」が23.4%となっています。



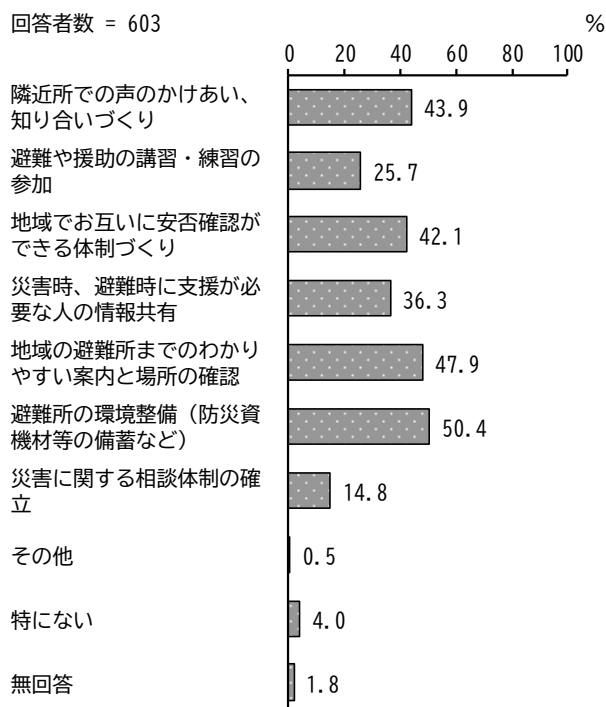
### ⑯ 防災等に関する認知度

「防災マップ」が66.7%と最も高く、次いで「民生委員児童委員、福祉委員の見守り活動」が26.5%、「いずれも知らない・はじめて聞いた」が24.4%となっています。



### ⑰ 日頃からの地域における防災活動

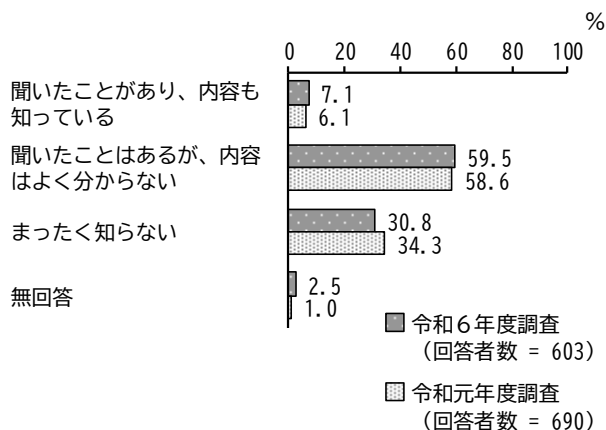
「避難所の環境整備（防災資機材等の備蓄など）」が50.4%と最も高く、次いで「地域の避難所までのわかりやすい案内と場所の確認」が47.9%、「隣近所での声のかけあい、知り合いづくり」が43.9%となっています。



### ⑱ 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度

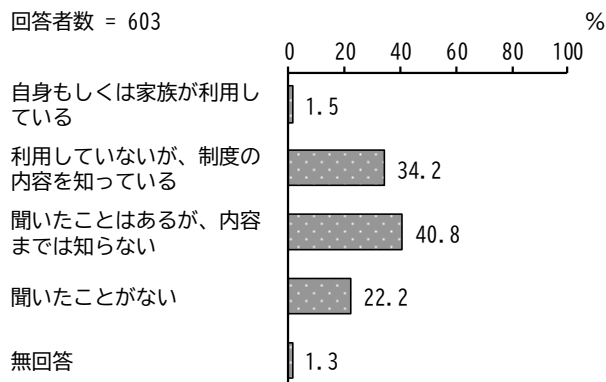
「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が59.5%と最も高く、次いで「まったく知らない」が30.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



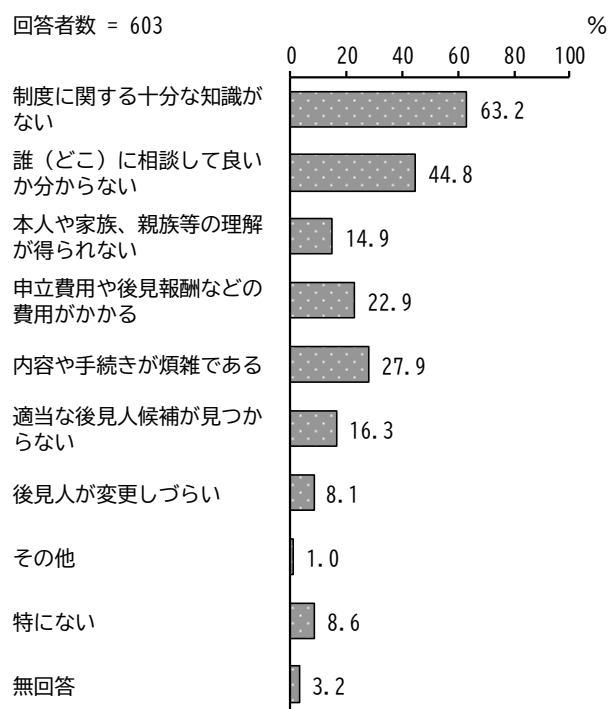
### ⑲ 成年後見制度の認知度

「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が40.8%と最も高く、次いで「利用していないが、制度の内容を知っている」が34.2%、「聞いたことがない」が22.2%となっています。



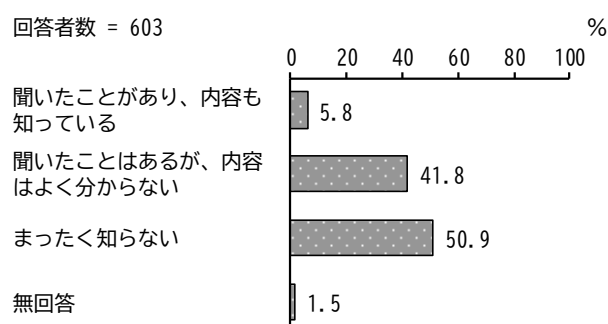
## ⑩ 成年後見制度の利用促進に向けての課題

「制度に関する十分な知識がない」が63.2%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談して良いか分からない」が44.8%、「内容や手続きが煩雑である」が27.9%となっています。



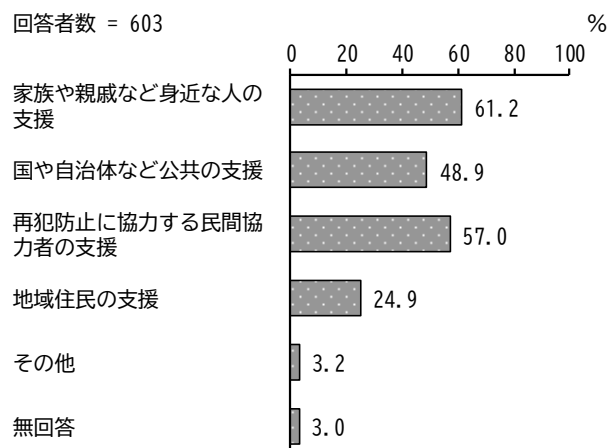
## ⑪ 再犯防止推進法の認知度

「まったく知らない」が50.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく分からない」が41.8%となっています。



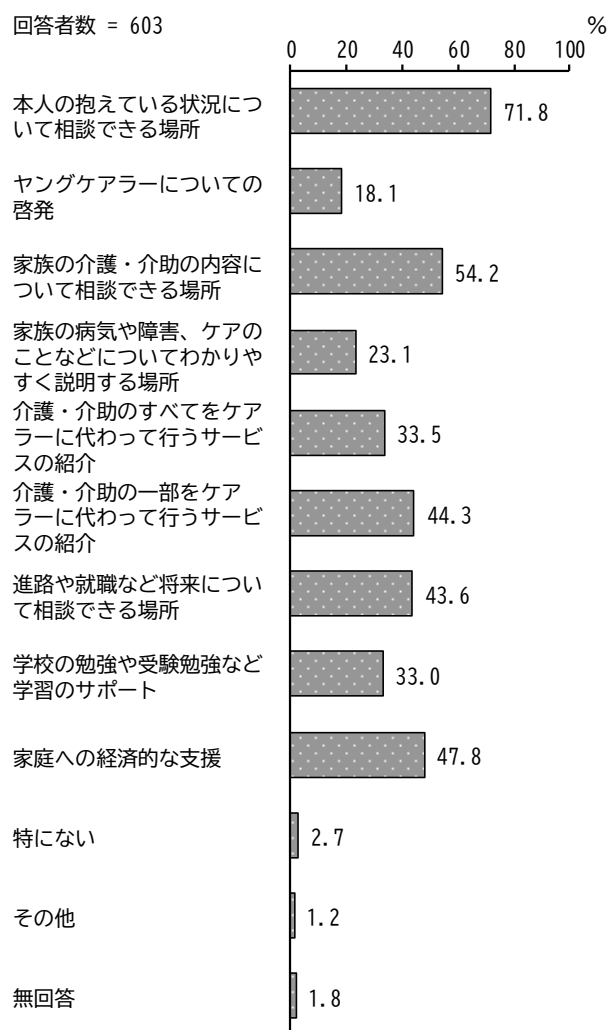
## ⑫ 再犯防止（犯罪を行った者が立ち直り、再犯しないようにすること）のために必要なこと

「家族や親戚など身近な人の支援」が61.2%と最も高く、次いで「再犯防止に協力する民間協力者の支援」が57.0%、「国や自治体など公共の支援」が48.9%となっています。



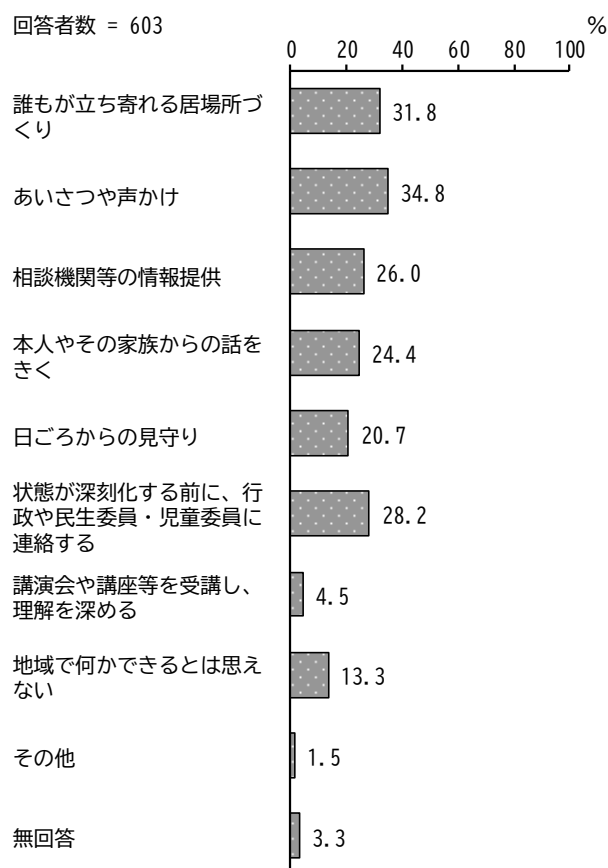
### ③ ヤングケアラーの支援のために必要なこと

「本人の抱えている状況について相談できる場所」が71.8%と最も高く、次いで「家族の介護・介助の内容について相談できる場所」が54.2%、「家庭への経済的な支援」が47.8%となっています。



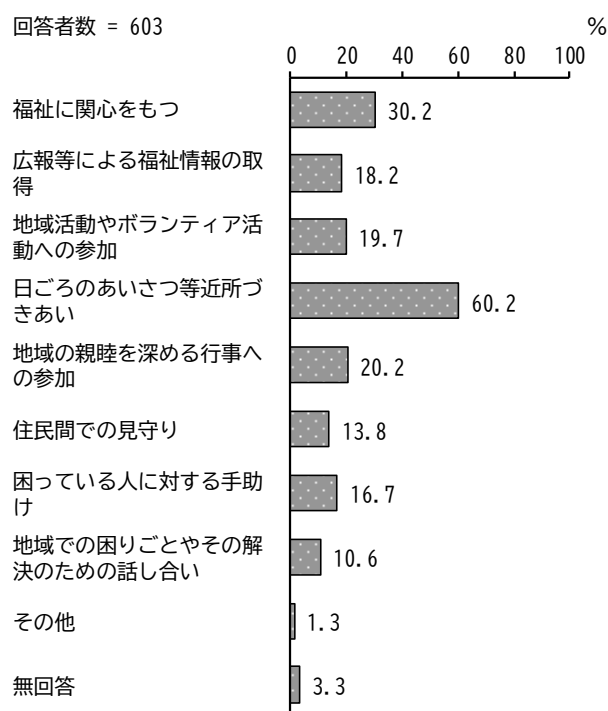
## ④ 社会的孤立やひきこもりの問題に対して、地域としてできること

「あいさつや声かけ」が34.8%と最も高く、次いで「誰もが立ち寄れる居場所づくり」が31.8%、「状態が深刻化する前に、行政や民生委員・児童委員に連絡する」が28.2%となっています。



## ⑤ 地域のつながりを高めるためにできること

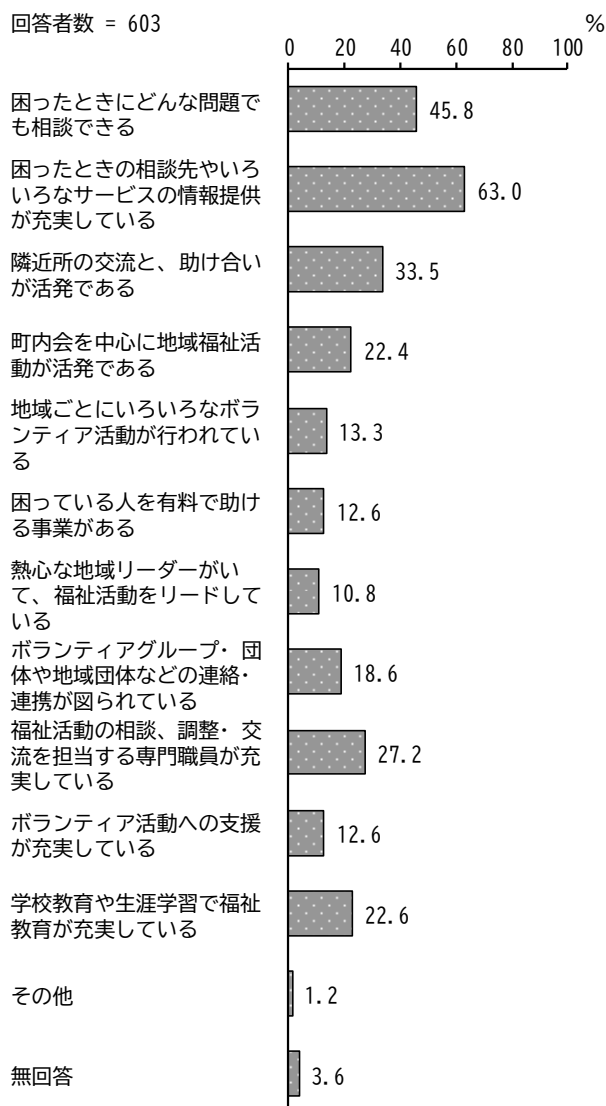
「日ごろのあいさつ等近所づきあい」が60.2%と最も高く、次いで「福祉に関心をもつ」が30.2%、「地域の親睦を深める行事への参加」が20.2%となっています。





## ②⑥困ったときに助け合えるまち（地域）とはどのようなまち（地域）だと思うか

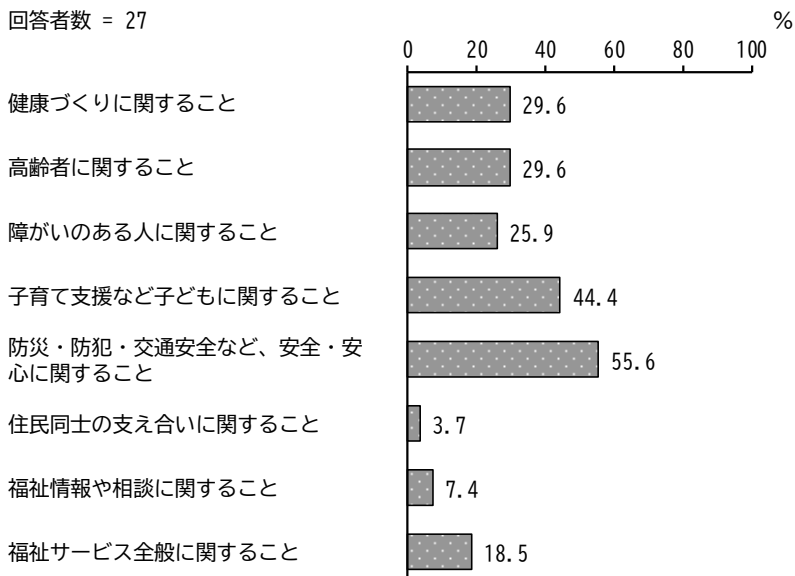
「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報提供が充実している」が63.0%と最も高く、次いで「困ったときにどんな問題でも相談できる」が45.8%、「隣近所の交流と、助け合いが活発である」が33.5%となっています。



## (2) 若年者調査

### 関心のあること

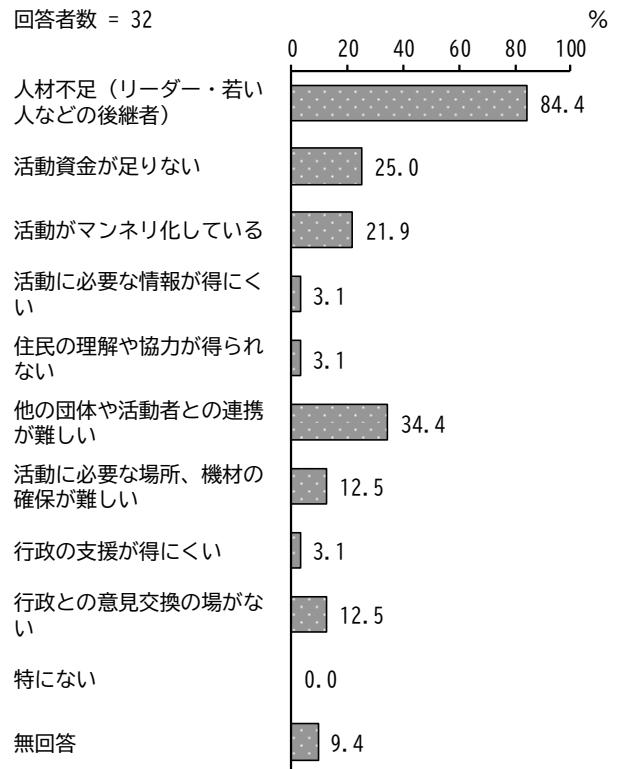
「防災・防犯・交通安全など、安全・安心に関すること」が55.6%と最も高く、次いで「子育て支援など子どもに関すること」が44.4%となっています。



### (3) 関係団体調査

#### 活動を行う上で、困っていること・課題

「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」が84.4%と最も高く、次いで「他の団体や活動者との連携が難しい」が34.4%、「活動資金が足りない」が25.0%となっています。



### 3 アンケート調査結果等を踏まえた課題

#### (1) 近所づきあいや地域における交流について

---

アンケート調査では、近所づきあいについて、「よくしている」と「ある程度している」を合わせた割合は4割を超えており、その理由としては「近所との交流は地域の支え合いの基本だから」「いざという時頼りになるのは近所だから」などがあがっています。地域共生社会の認知度については1割半ばとなっており、住民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として捉え、興味・関心を持つことが、地域福祉を進めていくうえで重要です。

また、身近に「できること」や「役に立てること」を地域で循環させていくための取組は「気軽に集まり交流できる場の確保」「ネットワークづくり」「助け合いの心を育てる」が上位を占めており、地域において気軽に参加できるイベントや集いの場など、交流のきっかけを提供することが必要です。

#### (2) 福祉に関する情報提供について

---

福祉に関する知りたい情報は、「高齢者の支援や介護のこと」「各種福祉のサービスの利用方法」「健康づくりや介護予防のこと」が上位を占め、年代によっても異なります。福祉に関する情報や知識の入手手段は、「市の広報誌から」「新聞や雑誌から」「家族から」「社会福祉協議会の広報誌から」など様々で、入手手段も年代によって違います。

困ったときに助け合えるまち（地域）とはどのようなまち（地域）かについて聞いたところ、「困ったときの相談先やいろいろなサービスの情報提供が充実している」の割合が6割を超え最も高くなっています。

そのため、子どもから高齢者、障がいのある人など支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。また、福祉情報がすべての市民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。

#### (3) 福祉への関心について

---

福祉への関心については、「関心がある」が約5割となっていますが、年齢が低いほど「関心がある」の割合が低く、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

また、地域のつながりを高めるうえで、できることとして「日ごろのあいさつ等近所づきあい」「福祉に関心をもつ」「地域の親睦を深める行事への参加」が上位となっています。今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

## (4) 様々な困難を抱えた人への支援について

---

アンケート調査結果をみると、家庭に「介護が必要な高齢者」「介助が必要な障がい者(児)」「慢性的に看病が必要な方」「ひきこもりの方」がいる状況がうかがえます。

アンケート調査結果をみると、生活困窮者への支援として必要な取組としては「気軽にできる相談窓口の設置・周知」、ヤングケアラーへの支援として必要な取組としては「本人の抱えている状況について相談できる場所」「家族の介護・介助の内容について相談できる場所」が高くなっています。

生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、DV、虐待等、様々な困難を抱えている人へ適切な支援を行うことが重要です。

## (5) 成年後見制度の利用促進について

---

アンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知度は、「自身もしくは家族が利用している」と「利用していないが、制度の内容を知っている」を合わせた割合は3割半ばとなっています。成年後見制度の利用促進に向けての課題としては、「制度に関する十分な知識がない」が最も高く、「誰(どこ)に相談して良いか分からない」「内容や手続きが煩雑である」と続いており、成年後見制度に関する周知を図り、利用を促進していくことが重要です。

## (6) 再犯防止の推進について

---

アンケート調査結果をみると、再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が5.8%と認知度が低くなっています。また、再犯防止(犯罪を行った者が立ち直り、再犯しないようにすること)のために必要なこととして、「家族や親戚など身近な人の支援」「再犯防止に協力する民間協力者の支援」「国や自治体など公共の支援」などがあがっています。再犯防止に関する啓発をするとともに、関係機関との連携強化や生活基盤の確立など必要な支援を行う必要があります。

## (7) 相談支援について

---

少子高齢化の進展や生活のスタイルの多様化等を背景として、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が様々な生活上の課題を抱えるようになり、これまでの「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮者」といった対象者ごとに縦割りで区切った支援体制では十分に対応できないケースが増えています。そのため、本市では各分野が連携して包括的な支援を実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

また、困ったときの相談相手は「家族」「知人・友人」「親戚」が多いものの、「市役所」「社会福祉協議会」などの機関は低く、「相談する相手がない」人もいます。

ヤングケアラーや8050問題など様々な福祉ニーズ、複合的な課題を抱える人の増加や、適切な相談につながらずに孤立化してしまうケース、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、相談窓口の周知を図るとともに、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

## (8) 地域での支えあいについて

---

アンケート調査結果をみると、近所の人に手助けして欲しいことは、「急病時の通報」が最も高く、次いで「安否確認の声かけ」「災害時の避難の手助け」となっています。一方、手助けしていること・できることは、「町内ぐるみでの緩やかな見守りや気遣いへの協力」が最も高く、「安否確認の声かけ」「ゴミ出しの手伝い」となっています。すべての項目で“手助けしていること・できること”の割合は“手助けして欲しいこと”を上回っており、地域での支え合いの仕組みづくりが必要です。

また、自治会に対する要望や期待は「地域の安全対策」が最も高く、次いで「地域の防災・防犯活動」「困りごとなどを行政へつなげる」となっています。また、自治会では体育大会、夏祭り、環境美化運動等の様々な取組を実施しており、地域活動を促進することが重要です。

市内の福祉団体、市民活動団体のアンケート調査結果をみると、困っていること・課題について「他の団体や活動者との連携が難しい」が3割半ばとなっています。関係団体同士や地域との交流を求める声もあがっており、関係団体と地域との連携の強化や交流を促進することが重要です。

## (9) ボランティア活動等について

---

アンケート調査結果をみると、ボランティア活動に参加したことがある人は3割半ばとなっており、きっかけは「前々から関心があって自発的に」「友人や知人に誘われて」「自分のためになると思って」などが上位を占めています。地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性にに基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

また、市内の福祉団体、市民活動団体のアンケート調査結果をみると、困っていること・課題については「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」が最も高くなっており、福祉人材の確保・育成が求められています。

## (10) 防犯・防災について

---

アンケート調査結果をみると、自治会に対する要望や期待することは「地域の安全対策」「地域の防災・防犯活動」が上位を占めており、安全対策や防災・防犯活動の充実が求められています。日頃の暮らしの中での悩みや不安として「地震などの「安全・安心」に関すること」が4割以上と防災に対する意識は高まっています。しかし、防災に関する認知度は「防災マップ」が6割を超えていますが「避難行動要支援者避難支援制度」「災害ボランティアの登録」などは2割未満となっており、防災に関する周知が必要です。

また、地域における防災に関する重要な取組として「避難所の環境整備（防災資機材等の備蓄など）」が最も高く、次いで「地域の避難所までのわかりやすい案内と場所の確認」「隣近所での声のかけあい、知り合いづくり」「地域でお互いに安否確認ができる体制づくり」と続いており、日ごろからの地域における防災対策が重要です。

## (11) 健康と暮らしについて

---

アンケート調査結果をみると、日頃の暮らしの中での悩みや不安として「自分や家族の老後」「自分や家族の健康」が上位を占めており、引き続き、健康や日々の暮らしを支える活動や情報発信を行い、健康を意識し心身を良好に保つ取組を進めることが必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができ、幸せを実感できるような仕組みをつくり、それを持続していくことが重要です。

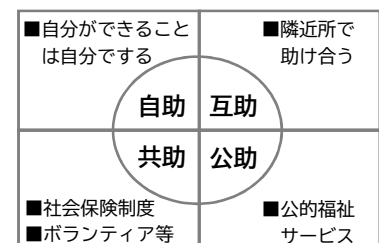
市民一人ひとりが主体的に関わり合い、お互いの多様性を認め価値観や個人の尊厳を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、「第4期敦賀市地域福祉計画」の基本理念を継承し、「第5期敦賀市地域福祉計画」の基本理念を「ふれあい、支え合い、共にいきる めくもりのあるまち つるが」とします。

#### <基本理念>

ふれあい、支え合い、共にいきる  
めくもりのあるまち つるが

また、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけではなく、自分ができることは自分で行う「自助」、隣近所で支え合う「互助」が必要不可欠であり、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たしながら、互いに補いあい、連携していくことで地域福祉を推進します。

- 地域における自立した生活（自助）の推進
- 地域における自発的な支え合い（互助）の推進
- 地域における制度化された支え合い（共助）の推進
- 地域性を反映した福祉施策（公助）の推進



## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 地域福祉の土台づくり

---

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすためには、地域での人と人とのつながりを深めることが重要です。地域における人との関わり合いにより、ふれあいが生まれ、支え合いの土壌が育まれるため、地域活動への参加促進や集いの場の活動、助け合い活動を推進します。

また、市民が必要な制度や福祉サービスに関する情報に迅速にアクセスできるよう、多様な媒体に分かりやすく情報提供を行うとともに、家庭や地域、学校などでの福祉教育を推進し、福祉のこころを育みます。

### 基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

---

高齢者のみの世帯の増加や、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、社会的孤立やひきこもり等、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に支援する重層的支援体制整備事業の充実を図ります。

また、市民活動団体や福祉を取り巻く関係団体が連携強化、交流促進により、地域での助け合い、支え合いを促進し、地域福祉活動を推進します。

### 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

---

安心して地域で暮らし続けられるよう、地域における安全活動や防犯意識の向上に取り組むとともに、日ごろの地域の助け合いや防災活動、災害時の避難支援対策を通じて、防災対策を充実します。

また、外出支援など、移動手段の確保を含め、誰もが安心して快適に暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。



### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

ふれあい、支え合い、共にいきる  
ぬくもりのあるまち  
じゅんが

#### 1 地域福祉の土台づくり

##### (1) 地域力の向上

- ①居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進
- ②民生委員児童委員、福祉委員の活動支援
- ③市と市社会福祉協議会の連携強化
- ④身近な地区での地域課題への取組
- ⑤孤独・孤立対策の推進

##### (2) 情報の共有

- ①市からの情報提供の拡充
- ②福祉関係者間の情報の共有の拡大
- ③若年世代への福祉関係情報の拡散

##### (3) 福祉のこころを育む

- ①福祉教育の推進
- ②普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり
- ③支え合い意識の啓発と活動の促進

#### 2 地域全体で支え合う仕組みづくり

##### (1) 支援体制の充実

- ①生活困窮者への支援
- ②子育て世帯への支援
- ③高齢者への支援
- ④障がい者への支援
- ⑤権利擁護の推進<成年後見制度利用促進基本計画>
- ⑥再犯防止対策の推進<再犯防止推進計画>
- ⑦様々な困難を抱えた方への支援

##### (2) 重層的支援体制の強化

- <敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画>
- ①属性や世代を問わない相談支援体制の構築
- ②多様な社会参加に向けた支援
- ③地域づくりに向けた支援

##### (3) 人と人が支え合う

- ①地域をつなぐ活動への支援
- ②市民協働の促進
- ③多分野の活動団体相互の交流促進

##### (4) 参加の促進

- ①就労支援と社会参加の促進
- ②仲間づくり・交流活動の推進
- ③福祉人材の確保・育成
- ④ボランティア活動の推進

#### 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

##### (1) 暮らしの安全と安心

- ①地域安全活動の推進
- ②移動手段(アクセシビリティ)の確保・充実
- ③日頃の防災活動と災害時の避難支援対策の推進
- ④ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

##### (2) 健康と暮らしを支える取組の推進

- ①健康づくりの推進
- ②利用者の視点に立ったサービス提供の促進



## 施策の展開

### 基本目標1 地域福祉の土台づくり

#### (1) 地域力の向上

地域課題の解決に向け、市と市社会福祉協議会、地域が連携し、集いの場や支え合い、助け合い活動を推進します。また、地域で活動する民生委員児童委員や福祉委員の活動を支援するとともに、地域の活動等を通じて地域住民のつながりを深め、孤独や孤立に悩む人を支援します。

#### ① 居場所や集いの場の創出と支え合いの仕組みづくりの推進

##### ア 地域課題の把握と組織づくりの推進

- 近所づきあいの希薄化、高齢者の社会参加等の地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検するとともに、各地区民生委員児童委員協議会等に参加する等、その都度関係機関と連携をとりながら地域の中で解決する支援を通じて、地域の課題の解決に向けた自主的な活動を推進します。
- 市内で活動するNPO等の団体が、地域課題の解決や、より良い市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業を支援するとともに、地域環境の向上や、地域の雇用創出へとつながるコミュニティビジネス発展への芽を育みます。
- 既存のネットワークや地域住民、事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や、障がい者、子どもへの虐待や引きこもり等を早期に発見し、適切な関係機関につながる、自助、互助、共助、公助を包含したネットワークを構築します。

##### イ 見守り活動・助け合い活動の推進

- 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等と連携し、日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ運動、世代間交流等を推進し、見守り活動・助け合い活動につなげていきます。

## ② 民生委員児童委員、福祉委員の活動支援

### ア 民生委員児童委員、福祉委員の連携強化と支援

- 委員活動の基盤強化のため、引き続き民生委員児童委員や福祉委員の研修の場を設け、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会、地区福祉委員協議会等の活発化を図ります。
- 民生委員児童委員が地域で活動しやすくなるように、年6回各地区民生委員児童委員協議会を開催し、必要な情報提供を行い、連携強化を図ります。

## ③ 市と市社会福祉協議会の連携強化

### ア 双方の連携強化と支援

- より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり市社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるよう取り組みます。

### イ 地域リーダーの育成

- 地域リーダーの育成や連携について取り組み、今後も地域活動やまちづくりの推進役を担っている地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等の役員等を対象に、地域福祉活動の推進に係る研修を行う等、地域リーダーの育成を図ります。

## ④ 身近な地区での地域課題への取組

### ア 地域の活動拠点の拡充

- 世代間地域ふれあい交流の実施や、オープンスペース・図書コーナー等の設置等により、地域住民が中心となった運営体制を充実させているとともに、公民館建設等施設整備にあたっては、地区住民の意見を反映する取組を行っています。公民館は、地域活動を展開する上で大きな役割を果たすため、地域活動を行う際の話し合いや活動の拠点となるよう今後も開放を進めるとともに、子どもや若者の利用促進を図ります。

## ⑤ 孤独・孤立対策の推進

### ア 地域のつながりづくりの推進

- 地域住民がお互いに顔見知りとなり、もしもの時に助け合えるつながりを持てるよう、町内会活動やサロン活動を推進するとともに、地域生活課題を地域で把握する仕組みづくりを進めます。
- 生活支援体制整備事業を通じて、地区ごとに、住民同士、その地区の福祉資源や生活課題について話し合い、課題認識の共有を図るとともに、緩やかなつながりづくりを促進します。また、その課題の解決に向け、地区ごとに、必要な方策を検討していきます。

### イ 孤独・孤立に悩む人への相談支援の充実

- 孤独や孤立は、人生のどの段階でも誰にでも起こり得る問題であり、様々な相談窓口の周知を図ります。また、孤独や孤立に悩む人やその家族などの立場を尊重し、それぞれの状況に合わせた継続的な支援を行います。

## (2) 情報の共有

市民が必要な情報に迅速かつ簡単にアクセスできるよう、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ、商業施設掲示板など多様な媒体を活用し、制度やサービスを分かりやすく提供します。

### ① 市からの情報提供の拡充

#### ア 多様な媒体を活用した情報提供

- 各事業について情報提供の必要がある場合や情報提供を求められた場合においても、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等、多様な媒体を活用し、市民が必要な時にいつでも情報を入手できるように情報提供手段の充実に努めます。
- 広く市民に周知する方法として、商業施設の掲示板に掲示し情報提供を図ります。
- 民生委員児童委員、福祉委員等の協力のもと、制度やサービスについて地域住民への浸透を図ります。

#### イ 多様な情報の提供

- 各関係機関の子育て情報を取りまとめた「子育てサポートブック」(あっぷるぶっく)を作成し、母子健康手帳交付時を利用して配布するとともに、サポートブックウェブ版を、ホームページで公開し、随時更新を図ります。また、介護保険制度のパンフレットや障がい者福祉の手引を作成し、制度に関する周知を行っています。引き続きホームページやパンフレット等を通じて、市及び関係機関で実施している各種サービスや子育てグループの活動状況等の情報を提供します。
- 通知書等へのパンフレットの同封や、広報つるがや行政チャンネル・ホームページによる制度周知、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子ども・子育てのサービス等について見やすさ、分かりやすさに留意しながら情報を発信します。
- スマートフォンなどのアプリケーションを利用して、子ども・子育てのサービス等について情報を発信します。
- 市民のライフステージに合わせた健康情報の提供や感染症の予防啓発、年代に応じた母子保健、成人保健、介護予防等の健康づくりに関する情報提供に努めます。

- 就労支援や住居に関する情報の提供については、関係機関と連携した取組方策を検討します。

## ウ 制度やサービスの普及

- 介護保険制度や、障害者総合支援法による障がい福祉サービス、子ども・子育て支援制度等のサービスの周知と円滑な利用に向けて、正確な知識が得られるように、広報つるがや行政チャンネル、ホームページによる制度周知等分かりやすい広報活動を継続的に推進します。

## エ 多様な情報の収集

- 多くの市民の福祉に対する意識や考え方等を見つけ出す仕組みづくりを目指します。

## ② 福祉関係者間の情報の共有の拡大

### ア 福祉・保健・医療分野の連携強化

- 関係機関や関係団体との連携の強化や、庁内各課の福祉・保健・医療に係る協働と情報の共有化を図り、総合的な情報提供体制の構築に努めます。

### イ 福祉サービスに関する情報提供の推進

- 介護保険制度では、「介護サービス情報の公表」制度によって事業者のサービス内容や運営状況の公表が義務付けられ、「介護サービス情報公表システム」に掲載されています。このホームページの普及啓発を通じて、介護サービス情報の共有を推進します。

### ウ 情報のバリアフリー化の推進

- 市や市社会福祉協議会が行っている事業について、広報つるがやガイドブック、ホームページ、メール配信、出前講座等、あらゆる手段を活用し周知を行います。
- 障がい者相談支援事業における障がい者のためのパソコン教室、障がい者パソコン相談事業を行っており、引き続き障がい者が情報を入手する手段の一つとしてパソコンを活用できるよう、パソコン相談やパソコン教室の開催をはじめ、パソコンボランティアの養成、障がい者向けIT機器等の情報提供を行う等、障がい者の情報のバリアフリー化を総合的に推進します。

- 手話奉仕員養成講座の開講や、手話通訳、音訳、点訳等の専門的技術と知識を要するボランティアの養成を図り、利用が促進されるよう情報提供に努めます。
- 福祉関係の最新情報を音訳や点訳、ホームページ等で提供します。
- 高齢者や障がい者、外国人等、全ての市民に対し、情報面でのバリアを除去するため、文字や配色に配慮するとともに、音声や点字、複数言語による情報提供に努めます。

## Ⅱ 多様な情報媒体を活用した福祉情報等の提供

- 広報つるがや行政チャンネル、身近な生活の場、スマートフォンなどのアプリケーション等の情報技術を活用するなど、多様な情報媒体の活用を図りながら、福祉情報の提供を充実させ、市民が人権や福祉に対する認識と理解を深めていけるよう推進します。
- パソコン、スマートフォン等が普及している中、情報技術を利用する人とならない人との間で、情報提供に関する格差が生じないよう、様々な機会や手段を通じた情報提供を行います。

### ③ 若年世代への福祉関係情報の拡散

#### ア 学校等への福祉情報が掲載されている広告物等の配布

- 福祉情報が掲載されているチラシ等を学校など若年世代が利用する公共施設に配布することにより、若年世代が福祉に興味・関心を持つきっかけになる仕組みの構築に努めます。

### (3) 福祉のこころを育む

市民が地域福祉や人権に関心を持ち、地域課題の解決に主体的に取り組む意識を育むため、家庭や地域、学校など多様な場面での福祉教育を推進します。また、講演会や研修会、福祉体験学習を通じて、支え合いや多様性を尊重するこころを育むとともに、高齢者と子どもの交流や市民同士のつながりを深める機会を通じて、福祉のこころを育みます。

#### ① 福祉教育の推進

##### ア 家庭・地域における人権・福祉教育の推進

- 人権意識の高揚の実現に向けた講演会や、いきいき生涯大学で高齢者の健康長寿に関する講座等の開催を通じて、今後も関係機関と連携して生涯学習活動や地域活動、家庭教育等の中で、人権や福祉に関して考える場・機会の確保に努めます。
- 市内各地区に敦賀市男女共同参画推進員を委嘱し、推進員を対象とした研修会等を通じ、地域における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。
- 地区コミュニティにおける役員等への女性の登用を推進します。

##### イ 学校教育における人権・福祉教育の推進

- 小・中学校を対象とした、高齢者や障がい者施設におけるボランティア活動や車いす等の疑似体験学習等の福祉教育を推進します。
- 小・中学校においては、学習指導要領に基づくとともに、総合的な学習の時間の活動等により、人権に関する教育と福祉教育を推進します。

##### ウ 市職員の人権・福祉教育の推進

- 市職員の人権問題への対応力向上や人権侵害、人権擁護への対応力向上を図るため、福祉教育及び人権をテーマとした研修会の開催や関係機関における研修会への参加を促進します。

#### ② 普段の暮らしの中での地域の人たちとの関係性づくり

##### ア 行事や講演会等の開催

- 地域の支え合いを考える地域リーダー育成研修や講演会等を開催し、市民の参加促進を図ります。



## イ きっかけづくりと参加の促進

- 老人クラブによる高齢者と園児の交流や各種スポーツ大会、また、伝統的遊びや芸能伝承事業等を通じて、障がい者や高齢者、子ども等、様々な市民同士の交流の機会や場の充実を図るとともに、市内の福祉施設やサービス事業所の見学会等の開催により、福祉に対する理解を深めていきます。

## ③ 支え合い意識の啓発と活動の促進

### ア 地域での支え合い意識の啓発

- 区長、民生委員児童委員等を通じ避難行動要支援者避難支援制度の啓発を引き続き行っていきます。災害時の避難支援を含め、今後も多くの地域住民が、身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報つるがやイベント等を通じて、啓発活動を展開します。

### イ 子育てに関する意識の啓発

- 子育て支援センターは、地域子育て支援拠点として毎月子育て支援講座を開催し、子育てに必要な情報や知識について利用者のニーズの把握に努め、講座内容に反映出来るよう様々な「親支援」を通じて、引き続き参加者が施設利用や互いの交流の場として活用できるよう、親子が安心して集うことが出来る拠点としての役割を継続して担っていきます。
- 中学生社会体験活動や、家庭科保育領域の一環として参観学習を通じて、子どもたちへの理解を深めており、引き続き若い人たちが子育てに関する認識を深め、子育ての喜びや楽しみを共感することができるよう、関連機関等が連携して子育てに関する学習や子育て交流事業を推進します。

### ウ 障がい者及び障がいに関する理解の浸透

- 相談支援事業所職員の関係機関等への周知活動や障がい者虐待防止について、広報つるが等での啓発を通じて、引き続き障がいに関する理解やノーマライゼーションの考え方の浸透を図ります。

### エ 企業等に対する意識啓発と活動支援

- 市内各事業所における男女共同参画推進の啓発活動を進めます。

## 基本目標2 地域全体で支え合う仕組みづくり

### (1) 支援体制の充実

生活困窮やヤングケアラー、ひきこもり、DV、虐待等、様々な困難を抱えている人が地域で安心して暮らせるよう、課題の把握から適切な支援やサービスへと迅速につなげる相談・支援体制の充実を図ります。

また、成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な方々の権利を守り、安心して自立した生活を送れるよう支援します。さらに、再犯防止対策として、関係機関との連携を強化し、更生保護を推進することで、非行や犯罪を繰り返すことなく社会復帰できるよう支援します。

#### ① 生活困窮者への支援

##### ア 生活困窮者等への相談、サポート体制の構築

- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、ハローワーク敦賀や関係機関と連携し、生活困窮者に対する様々な制度を活用できるよう、相談・支援体制を充実します。
- 生活保護世帯に対し、その困窮の程度に応じて適正な保護を行うとともに、地域社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 様々な問題を抱えている生活困窮者等に対し、関連団体と連携を密にし、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。

#### ② 子育て世帯への支援

##### ア 子ども・子育て支援、次世代育成支援の推進

- 「敦賀市こども計画」に基づく、子ども・子育て支援新制度による保育・教育サービス、放課後児童クラブ、一時的な預かり、子どもの居場所づくり等の充実のほか、敦賀市次世代育成支援対策行動計画の継承による施策・事業の展開を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度や次世代育成支援対策の周知を図ります。

### ③ 高齢者への支援

#### ア 高齢者の生活支援の促進

- つるが安心お達者プラン（敦賀市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、高齢者の生活支援サービス事業を継続します。
- ひとり暮らし高齢者への緊急通報装置の設置、寝具洗濯サービス事業の実施、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者への定期的な見守り等の支援を行い、増加傾向にある高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が、地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援・福祉サービスを継続します。
- 地域包括ケア体制整備に向けた専門職によるネットワーク化を図るため、地域ケア会議（個別支援会議）の開催等に今後も取り組み、関係機関との連携に努めます。また、個別支援会議から地域のニーズを把握し、地域包括ケア推進会議にて地域課題の整理や課題解決等に取り組みます。
- 地域包括支援センターを中心に、医療と介護に関する関係機関だけでなく、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、ボランティア等地域の方々も含めて、「地域包括ケア体制」の確立を目指します。
- 介護予防・生活支援サービスの提供体制整備のための生活支援コーディネーター（第1層）を配置し、地域課題の把握や資源開発、ネットワークの構築等を行います。また、日常生活圏域ごと（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、段階的に各圏域ごとに協議体を設置しながら、それぞれの特性や課題の特徴等を踏まえ、圏域ごとに必要な生活支援サービスの体制整備に努めます。

#### イ 在宅介護の促進

- 介護や支援が必要な方に対しては、介護支援専門員・相談支援専門員がアセスメントのもと介護サービス計画等を作成し、適切な保健・福祉・介護サービスが総合的に利用できるよう支援しており、引き続き介護や支援を必要とする高齢者や障がいのある方及びその家族の日常生活や社会生活が向上するように、在宅サービスの充実を図ります。
- 在宅介護に関する保健・福祉・介護サービスが総合的に提供できるよう、地域における在宅介護支援機能の強化を図り、在宅介護に関する実践的な研修や介護知識・技術の普及、情報提供や介護相談を行う相談体制の強化に取り組みます。
- 在宅医療と在宅介護の連携を強化するため、多職種連携推進研修会、在宅医療と介護の普及啓発等の講座等を開催するとともに、在宅医療在宅介護情報誌を作成し、様々な機会を通じ配布します。

- 基幹型地域包括支援センター配置の「在宅医療・在宅介護連携コーディネーター」を中心に、地域資源等の把握、情報の共有支援等を行い、医療・介護関係者の連携を今後も促進します。

#### ④ 障がい者への支援

##### ア 障がい者の自立生活支援の促進

- 敦賀市障がい者福祉計画（敦賀市障がい者基本計画・敦賀市障がい福祉計画・敦賀市障がい児福祉計画）に基づき、障がい者の地域での自立したくらしを支える取組と、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービスを推進します。
- 障がい者が地域での生活を継続又は地域での生活に移行できるように、居住の場の確保を支援するとともに、地域で見守り・協力体制づくりに努めます。

#### ⑤ 権利擁護の推進<成年後見制度利用促進基本計画>

##### ア 人権に関する学習・啓発の推進及び人権侵害への対応

- 市民の人権への知識や意識の向上を図るため、広報や講座の開催などにより広く市民に対する人権啓発を推進します。
- 県主催の人権教育指導者研修会への参加や人権教育講演会の開催を通じて、引き続き人権に関する正しい認識と意識が高まるように、学校・地域等で、人権学習や啓発活動を推進します。
- 福井地方法務局敦賀支局や人権擁護関係機関との連携を深め、人権侵害への対応の強化を図ります。
- 福井地方法務局敦賀支局や人権擁護委員協議会及び福井県人権センター等とともに人権相談の窓口機能の向上を図ります。

##### イ 「子どもの権利」の周知

- 「子どもの権利」の周知や学習機会を提供し、子ども一人ひとりの成長と自立を支援します。

## ウ 成年後見制度等の権利擁護事業の推進<成年後見制度利用促進基本計画>

- 認知症高齢者や知的障害その他の精神上的の障害により判断能力が十分でない方が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業と連携を図りながら成年後見制度の利用を促進します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するために今後も継続して関係機関との連携を強化していくとともに、相談窓口の整備や成年後見制度等の権利擁護事業の普及啓発に努め、必要な方が制度の利用に繋がるよう取り組みます。
- 家族関係や経済的な事情等により成年後見制度の利用が困難になることを防ぐために、今後も継続して制度の利用支援に取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進に係る施策の方向性については、本計画をはじめ、介護保険事業計画及び障がい者基本計画と一体的に進めていきます。

## ⑥ 再犯防止対策の推進<再犯防止推進計画>

### ア 再犯防止等に関する周知・啓発

- 犯罪や非行の防止と犯罪を行った者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を通じ、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
- 犯罪を行った者に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪を行った者の人権についての意識啓発を行います。
- 市内の再犯防止推進活動を促進するよう、保護司会、更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主会の協力を得ながら、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

### イ 関係機関等との連携強化による再犯防止等の取組

- 犯罪を行った者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。
- 保護司会や更生保護女性会等の更生保護に関わる団体や支援者、保護観察所等との連携強化に努めます。

## ウ 社会復帰後の自立支援

- 犯罪を行った者等が再び繰り返すことなく、安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要であり、生活困窮者自立支援事業の活用や市営住宅の情報提供などを通じて、関係機関と連携・協力しながら、就労・住居の確保の支援に取り組みます。
- 自立した生活が困難な出所者等の社会復帰のため、刑事司法関係機関や地域生活定着支援センター、協力雇用主会、ハローワーク、福祉・保健・医療関係機関等と連携を図り支援に取り組みます。

## エ 学校等との連携強化による再犯防止等の取組

- 学校、保護司会や更生保護女性会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、学校・地域と連携した非行の未然防止や立ち直りに向けた取組を進めます。
- 止む無く中退した者へは、継続した学びや進学・新たな進路に向けての支援に取り組みます。
- 学校教育において、総合学習の時間等で法を遵守することの大切さを教え、非行・犯罪を起こさない規範意識の醸成や道徳的行為をする内面の力を育てる教育に取り組みます。

## ⑦ 様々な困難を抱えた方への支援

### ア 家庭内・男女間の暴力等の相談体制のネットワーク化

- 女性相談事業を継続して行うとともに、窓口の周知のため、窓口広報ポスターの設置・相談カードの配布、また市内の中学校・高校等に啓発ポスターの配布等を行っています。今後も、複雑多様化している相談内容に適切に対応するため、関係機関相互の連携強化を図ります。
- 女性相談をはじめとする窓口担当課へ配布した相談マニュアルを基に、引き続きDV被害者等に対し相談窓口の担当部署が連携・協力する支援体制を構築します。
- 相談業務関係者及び窓口担当職員等を対象にしたDV被害者支援講座や、市民（若年層）を対象としたDV（デートDV）防止講座を開催します。
- いじめ、虐待、孤立、DV、消費者被害等の問題を解決するため、高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭等の公的な相談窓口について、周知するとともに、施設・機能の充実を図ります。

## イ 虐待等についての啓発と相談等の体制の確保

- 子ども家庭庁では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけており、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所等、関係機関が連携し、虐待等、不適切な養育を行っている家庭への支援を行います。引き続き、関係機関等との連絡・調整を密にして、相談支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会において、代表者会議や毎月の実務者会議、個別ケース検討会議を適時行い、情報交換と対応を検討します。必要な支援内容や方向性を協議するとともに、チームで継続的な支援を行います。
- 高齢者に対する虐待に関する相談は、地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と連携を図り対応を行い、引き続き地域包括支援センターと関係機関が連携し、虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- 障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策として地域福祉課に市障がい者虐待防止センターを設置しており、引き続き虐待防止対策に取り組むとともに必要時には迅速な対応を図ります。
- 高齢者や障がい者への虐待防止や権利擁護のため、敦賀市高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会においてケース検討や情報共有等を行い、引き続き各協議会において協議を行い、関係機関の連携強化を図ります。
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待防止についてのチラシ及び虐待に関する情報連携のための「虐待通報シート」の作成、広報つるがや行政チャンネル、ホームページ等を活用して広報・啓発、各種団体の研修会等での啓発等を通じ、高齢者や障がい者、児童等に対する虐待に対して、地域で見守ることの重要性を啓発します。

## ウ ヤングケアラー支援

- 支援を必要としているヤングケアラーの早期発見、心身の負担軽減・解消に向けた支援を進めます。
- ヤングケアラー支援に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。

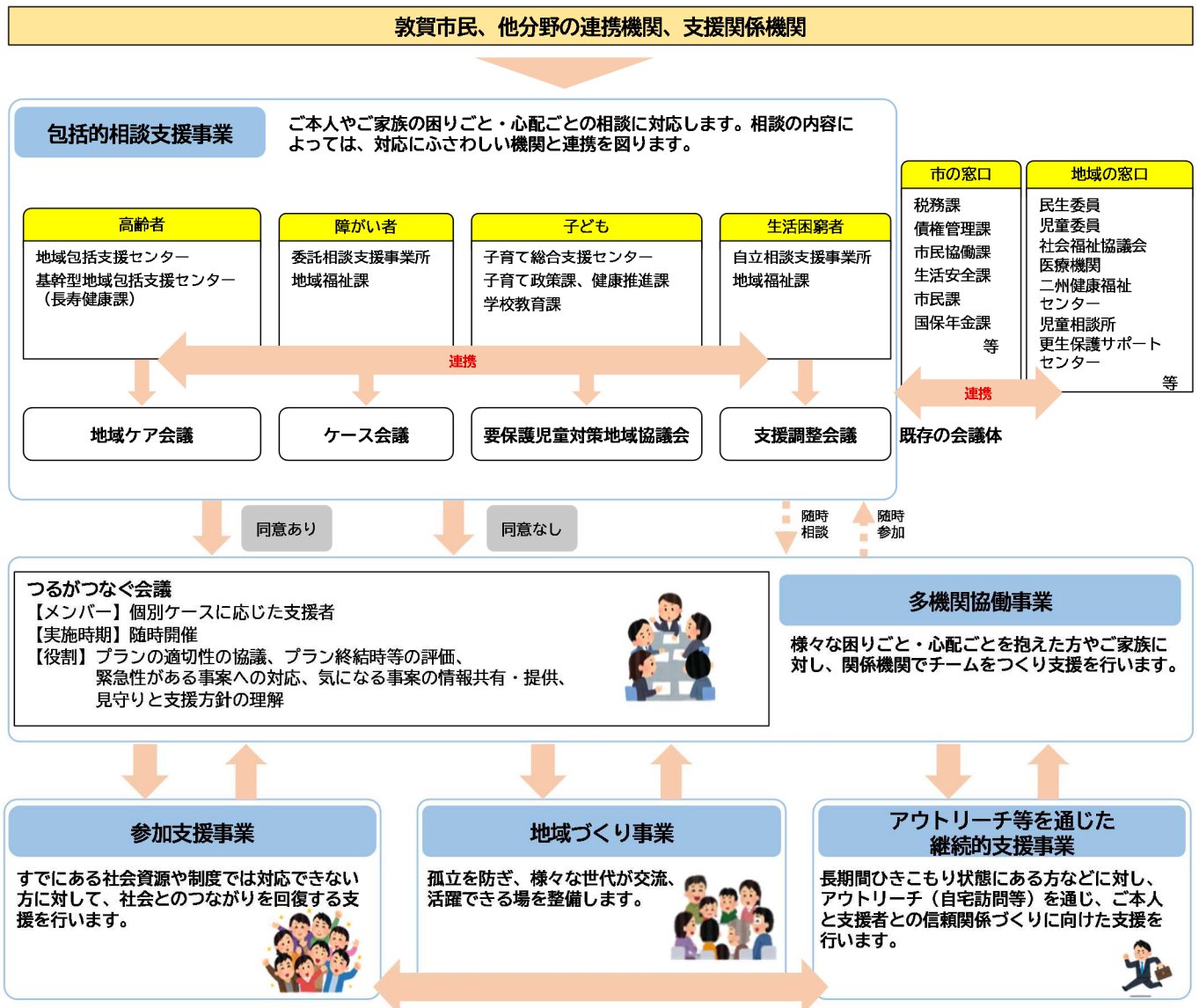
## (2) 重層的支援体制の強化

### <敦賀市重層的支援体制整備事業実施計画>

重層的支援体制整備事業を通じて、①属性を問わない相談支援、②多様な社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施し、分野を超えた包括的な支援体制の構築を目指します。

また、庁内関係課（地域福祉課、健康推進課、子育て政策課、長寿健康課、学校教育課）で構成される「重層的支援体制推進会議」において、包括的な支援体制の構築に向けた具体的な方策を検討します。

本市の重層的支援体制の全体像





## ① 属性や世代を問わない相談支援体制の構築

- 介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野における既存の相談支援機関が連携し、地域住民が抱える様々な生活上の課題を包括的に受け止めます。  
【包括的相談支援事業】
- アウトリーチ支援員を配置し、長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いてない方や支援につながることに消極的な方に対して、自宅訪問等を通して支援の入り口となるつながりを積極的に作ります。  
【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】
- 複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯に対しては、一つの機関で抱え込むのではなく、つるがつなぐ会議を通して支援機関でチームを作り支援を行います。【多機関協働事業】

### ※つるがつなぐ会議

つるがつなぐ会議は、多機関協働事業において実施し、支援機関間の連携やプランの適切性、支援の終結等について検討するための会議です。複合的な課題を抱えており単独の支援機関では対応が難しく、かつ、各分野の支援機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有するケースについて、課題のときほぐしや支援機関間の役割分担の調整を図るとともに、支援プランの作成・評価を行います。

会議は随時開催とし、ケースに応じた支援者で構成されています。

### <実施体制>

【包括的相談支援事業】（設置形態：基本型）

事業	実施機関	実施方式	設置数
地域包括支援センターの運営	・敦賀市地域包括支援センター「長寿」 ・敦賀市地域包括支援センター「あいあい」 ・敦賀市地域包括支援センター「なごみ」	直営 委託	3
障害者相談支援事業	・敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」 ・敦賀市障害者地域生活支援センターこだま ・地域活動支援センターはあとぼーとさくらヶ丘	委託	3
利用者支援事業	・子育て総合支援センター ・健康センター「はびふる」	直営	2
生活困窮者自立相談支援事業	・敦賀市自立促進支援センター	委託	1

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・二州青松の郷	委託	1

【多機関協働事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
多機関協働事業	・地域福祉課	直営	1
障がい児者等支援者支援事業 ※多機関協働事業の推進を図るために整備	・福井大学	委託	1

② 多様な社会参加に向けた支援

- 参加支援コーディネーターを配置し、8050問題やダブルケアなど様々な生活上の課題を抱えた個人や世帯が、地域において交流できる場や活動に参加ができるように、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りを行います。【参加支援事業】

<実施体制>

【参加支援事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
参加支援事業	・敦賀市社会福祉事業団	委託	1
就労体験事業 ※参加支援事業の推進を図るために整備	・地域福祉課	直営	

### ③ 地域づくりに向けた支援

- 介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性の枠を超えて交流できる場や居場所の整備などを行います。また、住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化を防ぎます。  
【地域づくり事業】

#### <実施体制>

##### 【地域づくり事業】

事業	実施機関	実施方式	設置数
地域介護予防活動支援事業	・長寿健康課 ・敦賀市社会福祉協議会 ・ほっとリハビリシステムズ	直営 委託	3
生活支援体制整備事業	・長寿健康課	直営	1
地域活動支援センター事業	・地域活動支援センター 「はあとぽーとさくらヶ丘」	委託	1
地域子育て支援拠点事業	・子育て総合支援センター ・粟野子育て支援センター ・子育てサポートセンター きらきらくらぶ	直営 委託	3
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	・敦賀市社会福祉事業団	委託	1

### (3) 人と人が支え合う

---

地域福祉活動の効果的な実施に向けて、福祉・保健・医療等の地域資源を活用しながら地域の様々な活動が活発に行われるように支援するとともに、市民活動団体や福祉を取り巻く関係団体が連携、交流を促進します。

#### ① 地域をつなぐ活動への支援

##### ア 地域に開かれた福祉施設づくりと地域の連携

- 保健福祉関係施設等の地域への開放を促進します。また、市福祉総合センターの積極的な利用を促進し、今後も地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供や相談事業等の支援を行う等、地域との連携を図ります。
- 地域との交流を深めたり、住民からの相談に応じたりするなど、地域に開かれた場を促進するとともに、福祉施設と各種福祉団体との交流を図ります。

##### イ 町内会活動への支援

- 地域住民が相互の連帯意識を深め、健康でより快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため、引き続き、体育大会、夏祭り、環境美化運動等の各地区が実施する事業や町内会館の維持補修工事に係る経費に対して補助を行い、町内会活動において、地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるように活動を支援します。

#### ② 市民協働の促進

##### ア 市民活動団体への支援

- 市民活動団体等の活性化を推進するための支援を実施します。また、複数の市民活動団体等と共同でイベント等を行うことを通し、団体間での連携の機会を設けます。
- 市内で活動する市民活動団体が、簡単な打合せや団体同士の交流を図る場所として男女共同参画センター内に「交流サロン」を開放します。

## イ 市民活動団体との協働・連携の推進

- 市民協働のまちづくりを推進します。また、市民活動団体等の独立性を尊重するとともに、行政と市民活動団体の連携を図るため、市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体等に対して支援を行います。

## ③ 多分野の活動団体相互の交流促進

### ア 異なる種類の団体間の交流促進

- 福祉を取り巻く関係団体同士の交流を促進する場を提供し、相互理解と連携強化を図ります。

## (4) 参加の促進

多くの市民が地域福祉活動に参加しやすいようにするため、子育てサークルや障がい者団体、高齢者サロン等の活動の支援を行い、交流や仲間づくりを支援します。

また、多様な福祉ニーズに対応できるよう、保育士や看護師等の専門職の確保・育成に努めるとともに、ボランティア活動の普及啓発や人材育成、情報提供を行います。ボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぐなど、ボランティア活動を推進します。

### ① 就労支援と社会参加の促進

#### ア 障がい者の就労支援

- 地域自立支援協議会就労支援部会（月1回程度開催）を開催し、関係機関との情報共有を図るとともに、引き続き市内の障がい者支援施設の支援とともに、関係機関と連携して就労機会の確保に努めます。
- 障がい者の就労に関する相談・情報提供機能の強化を図るとともに、就労のための技術習得や能力開発等の訓練機会を充実させ、就労の促進を図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づく敦賀市障害者優先調達方針に基づき、市各課に優先的な調達について働きかけるとともに、物品の購入や役務の調達、作業の委託等を推進します。

#### イ 農福連携の取組

- 現在実施している伝統野菜や東浦みかん等に対する農福連携の取組を継続します。
- 今後、福祉事業者のさらなる就労の場の拡大を図るため、支援が必要な農作業の掘り起こしや先進事例の情報収集を行います。

#### ウ シルバー世代の就労機会の確保

- 高齢者の就業機会の確保、会員数の増加、技能向上につながる取組について、支援を引き続き行います。

## ② 仲間づくり・交流活動の推進

### ア 関係団体・グループの活動支援

- 子育てサークルとの協働による支援事業の計画づくりや、子育てサークルへの場の提供、取りまとめた子育てサークル情報のホームページ公開や障がい者の当事者団体への補助金交付等を通じ、引き続き子育てサークルや障がい者団体等の自主的な活動を支援していくため、活動の場の確保や情報提供及び相談等の支援を行います。
- 高齢者サロン、子育てサロンの開設を支援するとともに、障がい者を含めた対象者を限定しない交流や世代間交流の場として拡充できるよう支援します。
- サロンやサークル活動等を推進するため、その活動の場として公共施設や空き店舗等の活用可能なスペースの情報を提供するとともに、その活動についての周知やグループ同士の交流の場の設定などの支援を行います。
- 地域のためにボランティア活動を行いたい人や自身の経験・特技等を活かした活動を行いたい人に対し、必要な情報を提供するとともに、情報を共有できるよう支援します。

### イ 参加交流活動の促進

- 高齢者のスポーツ大会である「ふくい健康長寿祭」の参加促進や、いきいき生涯大学を通じた高齢者間の交流を図り、今後も福祉イベントやスポーツ・レクリエーション活動、学習講座等を通じて、社会参加と交流活動を促進します。

### ウ 高齢者の生きがいづくりの推進

- 老人クラブ活動促進のための福祉バスの運行や、老人クラブ連合会への補助金の支出、いきいき生涯大学を通じた高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりを行っており、引き続き高齢者の社会活動が活発に展開されるように、スポーツ活動や地域活動、指導者育成等を実施し、高齢者の社会参加や生きがい、仲間づくり、健康づくりを推進します。

### エ 障がい者の生きがいづくりの推進

- 県障がい者スポーツ大会への参加や市障がい者スポーツ交流会等の開催を通じて、引き続き関係団体と連携して、スポーツ活動や文化・芸術活動への参加を促進します。

### ③ 福祉人材の確保・育成

#### ア 専門職員の育成・充実

- 保育士、社会福祉士、医療技術職、保健師・助産師・看護師等の専門職を採用するとともに、これらの職員に対して所属課と連携し、必要な研修を行っています。また、福祉・保健・医療関係研修に職員を参加させ、知識の向上を図っています。引き続き多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、保健師や看護師等の専門職の確保・育成に努めるとともに、地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるように、福祉・保健・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。
- 福井県福祉人材センター、嶺南福祉人材バンク無料職業紹介所、福井県ナースセンター、ハローワーク敦賀等と密接に連携しながら、福祉人材の確保を図ります。

### ④ ボランティア活動の推進

#### ア ボランティア活動推進体制の整備

- 市ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する普及啓発、人材の養成、情報の提供等を行うとともに、広報つるがを活用し周知を図ります。
- ボランティア団体同士の交流の機会を設ける等、ボランティア団体間の連携を促し、ボランティア活動の効率化を図ります。

#### イ 専門的な知識のあるボランティアの育成

- 住民参加によるボランティア活動を活発に展開していくためのリーダー育成等を目的とした、市ボランティアセンター等が実施する研修会等の充実を図ります。
- 定年退職者や子育て経験者等、経験や知識・技術のある人材が、地域で活躍できるように支援します。

#### ウ 多様な福祉人材の確保

- 市福祉総合センターで随時ボランティア登録を行っており、男性や若い世代のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの市民のボランティア活動への参加を促進します。



## エ ボランティアの活躍の場の充実

- ボランティアコーディネーターが、ボランティアの相談窓口となり、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、ボランティア活動の発信・受入れ・調整を行い、ボランティア活動が円滑に展開されるように努めます。

## オ ボランティア活動保険の加入促進

- ボランティアが安心して活動に取り組めるように、市社会福祉協議会と協力してボランティア活動保険の加入を促進します。

## 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

### (1) 暮らしの安全と安心

高齢者や障がい者、妊産婦を含む全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における安全活動や防犯意識の向上に取り組むとともに、外出支援など、移動手段の確保・充実に努めます。また、日ごろの地域の助け合いや防災訓練の推進、要支援者への避難支援体制整備など、災害時の避難支援対策を推進します。

さらに、ユニバーサルデザインの視点に立った、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

#### ① 地域安全活動の推進

##### ア 交通安全教育の継続実施

- 警察や交通指導員と協力し、保育園や小中学校、公民館等において、高齢者や子ども等、各年齢層に合わせた交通安全教室を実施します。
- 年4回の市内一斉街頭交通安全指導の実施や、各種団体との交通安全キャンペーンの実施、高齢ドライバーや自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を行っており、引き続き、交通安全に対する啓発活動を関係機関と協力して取り組みます。

##### イ 消費生活対策の推進と防犯体制の強化

- 消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐため、広報つるがや市ホームページ、暮らしの市民教室、出前講座において情報提供を行います。
- 生活安全課において、消費生活対策等の相談を受けるほか、各種相談窓口の案内を行います。
- 強盗などの組織的な犯罪や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、あらゆる機会に防犯に関する啓発を行い、地域における防犯意識を高めます。また、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。

##### ウ 高齢者・子どもを地域で守る活動の推進

- 高齢者に対する地域見守り活動を強化するため、見守り活動の趣旨に賛同してもらえる事業者との協定を結び、住み慣れた地域でのより安心できる環境づくりを推進します。

- 地域での見守り隊員の活動支援については、福井県と青少年健全育成敦賀市民会議の負担でのボランティア保険への加入等を行い、今後も登下校時の見守り等の活動を支援します。

## エ 青少年の問題行動への対応の充実

- 青少年の悩みや家庭教育に関する相談については、家庭教育相談員1名を配置し対応しており、今後も子どもの健全育成を支援するため、少年愛護センターの相談活動を行います。
- 青少年の健全育成や非行の未然防止のため、市内の様々な場所を補導員が巡視し声かけを行う「愛のひと声」活動に取り組み、青少年が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。
- 青少年の問題行動への対応については、二州若狭地域生徒指導地域連携推進協議会、敦賀っ子健全育成推進協議会等と情報共有し、引き続き、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア、家庭等と連携して非行防止及び問題行動への対応を図ります。

## ② 移動手段（アクセシビリティ）の確保・充実

### ア 高齢者や障がい者への外出支援

- 高齢者や障がい者の心身の状態に合わせ、社会参加を可能にするための外出に必要な様々なサービスの提供を推進します。

### イ 運転免許を自主返納する人に対する支援

- 運転免許を自主返納した満65歳以上の高齢者に対して、バス及びタクシー利用券を支給していくとともに、多くの人にとっての利便性を検討します。

## ③ 日頃の防災活動と災害時の避難支援対策の推進

### ア 日頃の防災活動の推進

- 災害の発生時、地域の助け合いにより避難の手助けを受けることができるよう、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会等と連携し、日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ運動、世代間交流等を推進します。

- 多様なニーズに配慮した避難所運営を図るため、防災訓練を行います。
- 自主防災組織について、組織の運営や避難訓練の実施等の支援を行い、地域防災活動の向上を図ります。

## イ 避難行動要支援者対象事業の推進

- 災害ボランティアについて周知を図るとともに、個人ボランティア、団体ボランティアの登録を推進するため、あらゆる機会を利用して市民に登録を呼びかけます。登録することで、地域の人と知り合い、地域がつながる機会となるように取り組みます。
- 災害ボランティアに関する研修及び訓練を行うとともに、システムの見直しを行いながら、災害時に活用できるように事業を推進します。
- 避難行動要支援者避難支援制度について周知するとともに、市、民生委員児童委員、福祉委員、自主防災組織等が連携し、継続して避難行動要支援者の把握・登録を推進し、地域における避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ります。

## ウ 災害支援体制の整備

- 避難行動要支援者避難支援制度の登録者については、年2回台帳の更新を行い、区長、民生委員児童委員、消防署等と情報共有を図っており、引き続き地域ごとの避難行動要支援者の避難支援体制を充実します。
- 避難・救援活動や安全確認等では、地域、警察署、消防署、医療機関の連携体制を強化し、防災訓練においては、地域住民と高齢者や障がい者等の参加を促進するとともに、各福祉施設で定期的な実施を働きかけます。

## エ 避難施設や備蓄体制の充実

- 敦賀市地域防災計画の備蓄目標に基づき、災害時における住民の救助及び避難生活に必要な物資を購入し備蓄します。また、災害用資機材及び食料については、食物アレルギー対応食品等の選定等、要配慮者の利用にも配慮し、避難生活等における必要性を鑑み選定します。
- 引き続き避難所のバリアフリー化を推進するとともに、良好な生活環境の確保に向けた取組に努めます。

## オ 災害時の施設機能の充実

- 避難行動要支援者の災害時における安全確保を図るため、平成26年3月に敦賀市介護サービス事業者連絡協議会と締結した「災害時における福祉

避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定」に基づき、協議会会員である介護サービス事業所など約40施設を福祉避難所に指定しているところであり、避難者の円滑な利用を確保するため、引き続き実際の運用について検討します。

## カ ボランティアとの協力体制の確立

- 災害ボランティアの登録を行っており、引き続き、災害時に活動できる市民のボランティアの登録を促進します。
- 災害ボランティアセンター連絡会を開催しており、今後も、災害時におけるボランティアの受入れ態勢等について協議する市災害ボランティアセンター連絡会の活動を推進します。

## ④ ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

### ア バリアフリー化の推進

- 公営住宅や公共公益施設のバリアフリー化、点字ブロックの敷設や歩車道の段差の解消等による視覚障がい者や車いす利用者に配慮した道路の整備、ハートフルパーキングの整備導入支援等の環境整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、子育てをする人等が社会参加や外出しやすい環境を整備するため、公共施設の建設、改修時におけるバリアフリー化に取り組みます。
- 公共施設の建設又は改修時において、多目的トイレやベビーシート、おむつ交換台等の設置に努めます。
- 歩道バリアフリー化及び歩車道のエリア確保など、歩道の拡幅、段差の解消に努めます。
- ユニバーサルデザインの視点で、市民全体が共に利用する意識を啓発します。
- ハード面の整備や取組について、整備の趣旨や利用方法を様々な機会や場において説明し、適切に利用されるよう市民への周知、啓発を図ります。

### イ 在宅ケアを可能にする住環境の整備

- 安全な居住環境を整備し、安心して在宅生活が継続できるよう、要介護（要支援）認定者に対して、福祉用具の貸与・購入、住宅改修に対する給付を行うとともに、要介護3以上又は車いすを使用し、要介護1以上と認定された高齢者の自宅を暮らしやすい住空間にするため、洗面台の取替や階

段昇降機の設置等による改修費用の一部を助成し、在宅生活を支援しています。また、重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、住宅改修費を助成する日常生活用具給付等事業を実施しています。今後も関係機関や関係職種に対して事業の周知を行い、高齢者や障がい者の安全で快適な在宅生活の維持向上と介護者の負担軽減を図るためバリアフリー化などの住宅改修費に対する助成を行います。

- 在宅での自立生活を支える福祉用具や住宅改修に関して、適切な福祉用具の利用、住宅改修の実施となるよう、サービス事業者への指導等に努めます。
- 市営住宅におけるバリアフリー化を行い、高齢者や障がい者に配慮した住環境の整備を推進します。

## (2) 健康と暮らしを支える取組の推進

市民が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくりの意識啓発や知識の普及、生活習慣病や感染症予防対策を推進します。乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた保健活動や介護予防事業を展開し、健康寿命の延伸を図ります。

また、利用者の視点に立ったサービス提供を推進し、事業者との連携や職員の資質向上を図り、福祉・保健・医療サービスの質の向上や利用者が安心して利用できるように支援します。

### ① 健康づくりの推進

#### ア 健康づくりの意識啓発・普及

- 自らの身体や健康に関心を持ち、健康づくりを実践できる市民が増えるよう、「イキイキ健活！プラス1」運動を継続し、健康づくりの意識の啓発や知識の普及、情報発信に努めます。
- 健康診査や体組成測定などにより、自分の身体の状態を確認し生活習慣等（運動や食事、受診の必要性など）を見直す機会を増やします。
- より多くの市民が今の自分にできる健康行動を実践できるような環境づくりに努めます。

#### イ 生活習慣病対策・疾病予防対策の推進

- 各種の健康診査やがん検診、健康教育や健康相談の内容を充実し、生活習慣病を予防するとともに、疾病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図ります。
- 感染症予防やまん延防止のための正しい知識の普及や啓発に努めるとともに、定期予防接種（A類疾病）の接種率の向上に努めます。
- ストレスやうつ、自殺対策等については、庁内各課や県関係機関との連携を図りながら、普及啓発や相談体制の充実を図ります。
- 熱中症予防と熱中症による重大な健康被害を防止するための普及啓発や情報発信を行います。

#### ウ 子どもの成長に応じた保健活動の推進

- 乳幼児の健やかな成長発達を促すよう健診やセミナー等の機会や家庭訪問等で、保護者を支援します。

- 乳幼児期の発達段階において支援が必要な子どもを早期に把握し、関係機関と連携し、適切な支援と相談対応に努めます。

## エ 健康寿命の延伸につながる高齢者のフレイル対策の推進

- 人生100年時代を見据え、生活習慣病の重症化予防と介護予防とを一体的に実施し、健康寿命の延伸につながるより効果的な事業を実施します。
- 歯周疾患や口腔機能低下の予防に関心をもち、改善に向けた実践ができるよう取組を強化します。

## オ 介護予防・認知症についての啓発

- 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、一般介護予防事業を「元気づくり事業～T3元気づくりプロジェクト！～」とし、「①T つるがで 身近な地域で集える、活躍できる場づくり」「②T つづける 運動で活動等を継続する高齢者の増加」「③T つながる 人・地域・関係機関がつながり取組む元気づくり」を目標に取り組みます。
- 生活機能チェックリスト及び認知症早期発見チェックリストにより、生活機能が低下している方、認知症が疑われる方を把握し、早期対応を図るとともに、介護予防の普及啓発に努めます。また、未実施者への対応を強化します。
- 「認知症の方をほうっておかず、認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに認知症対策を推進しています。今後も、認知症に関する正しい認識が深まるように、広報つるが、行政チャンネル、ホームページ等を活用するとともに、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を作成し、様々な機会を通じ配布します。また、認知症サポーター養成講座や認知症予防の教室等を開催し、参加を促進します。
- 認知症の正しい理解と対応のための「認知症ケアパス（認知症相談ガイドブック）」（認知症の症状に合わせ具体的な相談先や利用できるサービス等を掲載したもの）の周知を図ります。
- 認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、認知症専門医やかかりつけ医等医療機関への受診勧奨、サービスの利用調整、介護指導等を行っており、今後も、市民や関係機関に対して、認知症初期集中支援事業の内容の周知を図り、認知症の早期発見・早期対応に努めます。



## ② 利用者の視点に立ったサービス提供の促進

### ア 利用者の視点に立った事業サービス内容提供

- 高齢者、障がい者・障がい児、子どもに係る施設について、利用者が目的に合わせて選択できるよう事業者のサービス内容の公開・情報提供を積極的に行います。

### イ 福祉・保健・医療に携わる職員の質の向上

- 福祉分野の研修を通じて、各所属に配置されている専門職員や一般職員の資質向上を目指すとともに、職員同士の連携、情報の共有化を図ります。

### ウ 事業者との連携

- 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会の研修会や会議において情報共有等を行い、市と事業者との連携を深めるとともに、事業者間の情報ネットワークの構築支援等を行い、介護サービスの安定提供、質の向上を図ります。
- 事業所への多様化する福祉サービスの制度や仕組み、また、法人・施設等の運営に際し遵守すべき規定、基準等について周知徹底を図るとともに、利用者に対する積極的な情報提供を促す等、一層適切なサービス提供に向けた指導に努めます。

### エ 苦情処理体制の確保

- 全ての事業者において、苦情解決の仕組みの整備が図られるように、あらゆる機会を通じて、苦情解決の仕組みの整備とサービス利用者等への周知について、指導・助言を行います。
- 福祉サービスなどに関する苦情が、適切な機関に受け継がれ、迅速かつ円滑に解決されるように、関係機関との連携体制を整備します。



## 計画の推進

### 1 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所など全ての人が共通の理解を持つことが重要です。そのため、広報つるがや市のホームページに掲載等、様々な機会をとらえて周知を図ります。

### 2 計画の推進体制

地域課題への取組についての協議や意見交換をする場を確保するとともに、市社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。

また、「地域福祉計画」における地域福祉を推進する理念や「地域福祉活動計画」における活動や行動を促進する理念に基づき、人と人をつなげ、お互いが支え合い、助け合う地域づくりや仕組みづくりの構築に努めます。

### <様々な主体による地域福祉の推進>

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させるため、市民の身近な地域で、市民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、市民、行政、関係機関の協働した取組が不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となる必要があります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要となります。

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援が重要です。自治会等の地縁組織への加入を促進することで、その地域で暮らす市民の積極的な参画を図るとともに、民生委員児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって、地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに市としても積極的な支援を行います。

## (1) 行政の役割

---

実態やニーズに即して、福祉サービスを提供するとともに、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民、事業者、地域団体、ボランティアグループ、NPO等による主体的、積極的な取組を推進します。

市民等が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域づくり・まちづくりをはじめとする多様な参加機会や情報の提供をはじめ、必要な支援を行います。

さらに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築を図ります。

## (2) 市民、ボランティア、NPOの役割

---

市民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自ら暮らす地域への関心を持ち、地域で起こっている様々な問題を解決していくための方策を自ら考え、話し合うとともに、日常的に地域の行事や、福祉活動に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、それぞれが連携しながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉需要に対応することが求められています。

## (3) 民生委員児童委員・主任児童委員の役割

---

民生委員児童委員は、地域住民の身近な存在として、地域の見守りを行うとともに、地域住民が抱える課題の相談窓口や、問題解決に向けた各種専門職との連携など、地域の人々が自立して暮らすための取組を行っています。また、主任児童委員は、民生委員児童委員の中から指名された委員で、子どもや子育てに関することなど、児童福祉に関する支援を専門的に担当する民生委員児童委員です。民生委員児童委員・主任児童委員は、それぞれの担当地域で様々な活動をしていることから、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。

## (4) 社会福祉協議会の役割

---

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられています。

計画推進において、地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、社会福祉関係団体の先導役、市民や関係団体・関係機関と行政との間の調整役を担うことが求められています。

また、地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されています。

## (5) 社会福祉事業者の役割

---

社会福祉事業者は、福祉サービス等の提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

## (6) 企業の役割

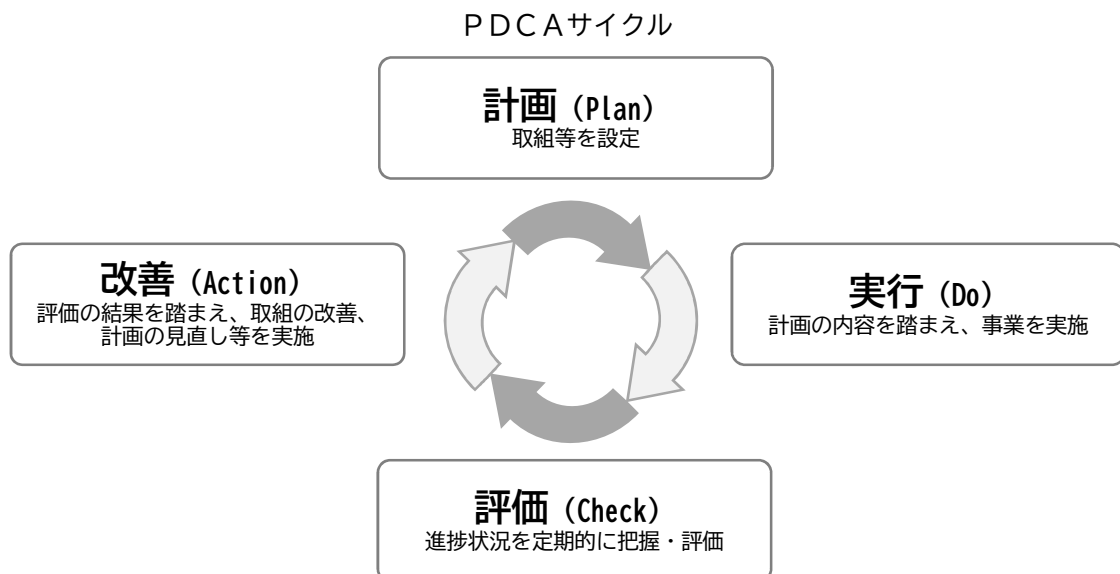
---

企業の立場では、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。具体的には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等への取組や、企業の所有する資産、技術、人材等を地域社会に還元することなどが求められます。

## 3 計画の管理と評価

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組めます。

また、本計画の基本理念や基本目標の達成状況を計るため、毎年度、重層的支援体制推進会議において各事業の進捗状況を評価するとともに、指標を設定し地域福祉を推進します。



【基本目標に基づく指標】

基本目標	指標	現状値	目標値
1 地域福祉の土台づくり	福祉に関心がある人の割合	49.3%	増加
	「地域共生社会」の言葉を聞いたことがあり、内容も知っている人の割合	16.4%	増加
2 地域全体で支え合う仕組みづくり	つるがつなぐ会議実施回数	19回 (令和5年度)	19回以上
	多職種交流会実施回数	1回 (令和5年度)	1回以上
	重層的支援体制整備事業実務者連絡会実施回数	1回 (令和5年度)	1回以上
	ボランティアセンター登録者数(個人)	993人 (令和5年度末)	増加
	成年後見制度について内容を知っている人の割合	35.7%	増加
3 安全・安心に暮らせるまちづくり	避難行動要支援者登録者数	984人 (令和5年度末)	増加